

参考資料

1. 政治関係 5 法……103

総選挙法

国民協議会・国会・地方議会構成法

政党・ゴルカル法

国民投票法

大衆団体法

2. 華人問題関連資料……183

華人問題解決政策立案委員会中間報告

華人問題解決基本政策に関する内閣幹部会指令

参考資料 1 政治関係 5 法

総選挙法

国民協議会・国会・地方議会構成法

政党・ゴルカル法

国民投票法

大衆団体法

1975年法律第4号、および1980年法律第2号で改正した、国民協議／代議機関議員総選挙に関する1969年法律第15号の改正に関する1985年インドネシア共和国法律第1号

唯一至高神の恩寵により、
　　インドネシア共和国大統領は、

国策大綱に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第Ⅱ号、ならびに総選挙に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第Ⅲ号を施行する目的と、事態の推移に適応させるため、1975年法律第4号、および1980年法律第2号で改正した、国民協議・代議機関議員総選挙に関する1969年法律第15号の改正が必要であることとを考慮し、

1. 1945年憲法第5条第1項、および第20条第1項、
2. 総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定第Ⅲ号、
3. 1975年法律第4号（1975年官報第38号、同年補足官報第3063号）、および1980年法律第2号（1980年官報第24号、同年補足官報第3163号）で改正した、国民協議・代議機関議員総選挙に関する1969年法律第15号（1969年官報第58号、同年補足官報第2914号）に鑑み、

　　インドネシア共和国国民議会の同意を得て、

1975年法律第4号、および1980年法律第2号で改正した、国民協議・代議機関議員総選挙に関する1969年法律第15号の改正に関する法律を制定する、

と決定する。

第 I 章 総則

第 1 条

- (1) 総選挙は、インドネシア共和国の国家においてパンチャシラに基づく国民主権の原則を行使することの表明である。
- (2) 総選挙は、パンチャシラ民主主義に基づいて管理し、直接、普通、自由かつ秘密投票で行う。
- (3) 総選挙は、以下で D.P.R. という国民議会の議員、以下で D.P.R.D.I, D.P.R.D.II とそれぞれいう、第 I 級地方自治体国民議会、および第 II 級地方自治体国民議会の各議員を選出するために行う。
- (4) 総選挙はまた、以下で M.P.R. という国民協議会の議員を補充するためにも行う。
- (5) 第 3 項の総選挙は、5 年に 1 回同時に行う。

第 2 条

- (1) 禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、および 9 月 30 日運動／P.K.I. の反革命運動、またはその他の禁止された諸組織に直接間接に加担したインドネシア共和国国民には、政府が政令で細則を規定してその選挙権の行使を配慮する場合を除き、選挙権、被選挙権とともに与えない。
- (2) いかなる組織も、第 1 項によって選挙権、被選挙権を与えられない者を候補者とすることはできない。
- (3) 第 2 項の規定に違反した場合は、当該候補者を失格とする。

第 3 条

総選挙の立案、管理および施行は、パンチャシラ／1945年憲法の精神にのっとった民主主義の諸原則に基づく。

第Ⅱ章 選挙区と議席

第4条

- (1) a . D. P. R. 議員選挙の選挙区は、第Ⅰ級地方自治体とする。
- b . D. P. R. D. I 議員選挙では、第Ⅰ級地方自治体を1選挙区とする。
- c . D. P. R. D. II 議員選挙では、第Ⅱ級地方自治体を1選挙区とする。
- (2) 外国に居住するインドネシア国民は、インドネシア共和国外務省の庁舎が所在する選挙区の住民とみなす。

第5条

- (1) 各選挙区ごとに選出される D. P. R. 議員の定数は、当該選挙区に居住する住民総数に比例して定める。
- (2) 第1項の規定は次の規定を損なわない。
 - a . 各選挙区の議員定数は、少なくとも当該選挙区内の第Ⅱ級地方自治体の総数と同数とする。
 - b . 第Ⅱ級地方自治体は、少なくとも1名の議員を持つ。
- (3) 内務大臣は、総選挙に必要であれば、第Ⅱ級地方自治体に未分割の第Ⅰ級地方自治体を、第Ⅱ級地方自治体と同格の行政区に分割することを定めることができる。
- (4) 第3項で行政区に分割された選挙区の議員定数は、第1項、および第2項bに規定する人数を下回ることなく、8議員と定める。
- (5) D. P. R., および D. P. R. D. の選出議員の定数は、「国民協議会、国民議会、および地方国民議会の構成と地位に関する法律」の規定に基づいて定める。

第6条

ジャワの総選挙で選出される D. P. R. 議員の定数は、ジャワ以外で選出される議員の定数と均衡するように定める。

第Ⅲ章 施行／管理および機構

第7条

- (1) D. P. R., D. P. R. D. I, および D. P. R. D. II それぞれの議員を総選挙で投票することは、 インドネシア全国で同時に 1 日で行う。
- (2) 第30条、 および第31条のような状況のもとでは、 インドネシア全国に及ぶ本条第1項の施行は 3 カ月以内に終了せしむる。

第8条

- (1) 総選挙は、 大統領が指導して政府が施行する。
- (2) 大統領は上記の総選挙を指導するために、 その日常管理にあたる 1 名の代行者を指命することができる。
- (3) 大統領は総選挙を施行するため、 内務大臣を長とし、 以下を任務とする総選挙庁 (Lembaga Pemilihan Umum) を設置する。
 - a. 総選挙施行の立案および準備。
 - b. 第4項の各委員会の指導および監督。
 - c. 総選挙結果に関する資料、 統計の収集と整理。
 - d. 総選挙施行に必要とみなされるその他の業務。
- (4) 総選挙庁には次の委員会を設ける。
 - a. インドネシア選挙委員会¹⁾。次の任務でジャカルタに設置。
 - (i) D. P. R., D. P. R. D. I, および D. P. R. D. II 総選挙の施行立案と監督。
 - (ii) D. P. R. 総選挙の管理。
 - b. 第I級地方自治体選挙委員会²⁾。次の任務で州都に設置。
 - (i) インドネシア選挙委員会の諸任務の補佐。
 - (ii) D. P. R. D. I, および D. P. R. D. II 各議員を選出する総選挙施行の準備と監督。
 - (iii) D. P. R. D. I 総選挙の管理。

c. 1. 第Ⅱ級地方自治体の首都に設置される第Ⅱ級地方自治体選挙委員会³⁾。任務は次のとおり。

(i) 第Ⅰ級地方自治体選挙委員会の諸任務の補佐。

(ii) D. P. R. D. Ⅱ総選挙の管理。

2. 第Ⅱ級地方自治体と同格と定められた行政区の首都に設置される第Ⅱ級地方自治体選挙委員会。任務は第Ⅰ級地方自治体選挙委員会の諸任務の補佐。

d. 投票委員会⁴⁾。次の任務で郡都に設置。

(i) 第Ⅱ級地方自治体選挙委員会の諸任務の補佐。

(ii) 投票の管理。

e. 村／村と同格の地区選挙人登録委員会⁵⁾。次の任務で、村長もしくは村と同格の地区的長の任地に設置。

(i) 投票委員会の諸任務の補佐。

(ii) 選挙人登録の管理。

(4a) インドネシア選挙委員会、第Ⅰ級地方自治体選挙委員会、第Ⅱ級地方自治体選挙委員会、および投票委員会においては、政党およびゴルカル構成員がそれぞれ委員として参加する。

(4b) インドネシア選挙委員会、第Ⅰ級地方自治体選挙委員会、第Ⅱ級地方自治体選挙委員会、および投票委員会には、それぞれ総選挙施行監督委員会を設ける。すなわち、以下の規定に従う中央総選挙施行監督委員会、第Ⅰ級地方自治体総選挙施行監督委員会、第Ⅱ級地方自治体総選挙施行監督委員会、および郡総選挙施行監督委員会。

a. 中央総選挙施行監督委員会、第Ⅰ級地方自治体総選挙施行監督委員会、第Ⅱ級地方自治体総選挙施行監督委員会、および郡総選挙施行監督委員会は、それぞれに応じた1名の政府代表委員たる委員長と、政府、ゴルカル、PDI、PPPおよびインドネシア共和国国軍をそれぞれ代表する委員若干名と、彼等の中から各派各1名計5名の副委員長をもって組織する。

b. 総選挙施行監督委員会は、それぞれ各々の監督領域で、D.P.R., D.P.R.D.I, および D.P.R.D.II 議員の総選挙施行を監督し、当該の選挙委員会／投票委員会の委員長に対して責任を負う。

c. 郡総選挙施行監督委員会も、細目については政令で定める選挙人登録と、通知／召喚状の送致を監督する。

(5) 内務大臣、州知事／第Ⅰ級地方自治体長官、県知事／市長／第Ⅱ級地方自治体長官、郡長／郡の首長および村長／村の長／村と同格の地区の長は、それぞれの職権上、インドネシア選挙委員会、第Ⅰ級地方自治体選挙委員会、第Ⅱ級地方自治体選挙委員会、投票委員会、および選挙人登録委員会の委員長となる。

(6) a. インドネシア選挙委員会の委員は、内務大臣の助言に基づいて大統領が任命し、罷免する。

b. 第Ⅰ級および第Ⅱ級地方自治体選挙委員会の委員は、州知事／第Ⅰ級地方自治体の長官の助言に基づいて内務大臣が任命し、罷免する。

c. 投票委員会および選挙人登録委員会の委員は、郡長の助言に基づいて県知事／市長／第Ⅱ級地方自治体長官が任命し、罷免する。

(7) 総選挙庁は以下の機関をもって組織する。

a. 内務大臣を委員長とし、若干名の大臣とインドネシア共和国国軍司令官を委員とする指導委員会⁶⁾。

b. 委員を兼ねる大臣 1 名を委員長とし、同じく委員を兼ねる 4 名の副委員長と、PPP, PDI, ゴルカルおよびインドネシア共和国国軍を代表する若干名の委員で構成する評議委員会⁷⁾。

c. 1 名の総書記が指導する総書記局。

(7a) a. 第 7 項の指導委員会の任務は次のとおり、

(i) 総選挙施行政策大綱の決定。

(ii) 評議委員会の評議、提案に関する決議。

b. 第 7 項の評議委員会の任務は、指導委員会の要請に基づくか、もしくは評議委員会自身の発議に基づく評議と助言。

(8) 総選挙庁内部で解決できない問題が生じた場合には、大統領が最終的に決定する。

(9) 総選挙庁はその目的に従って自主的に運営されるが、行政上は内務省に属する。

(10) 第4項および第4b項の総選挙庁と各委員会に関する構成、活動規則、設置その他については政令でこれを定める。

第Ⅳ章 選挙権と選挙人登録

第9条

総選挙の選挙人登録時に、満17歳に達しているか、もしくは現在結婚しているか結婚経験のあるインドネシア共和国国民は選挙権を有する。

第10条

(1) 選挙権を行使するためには、インドネシア共和国国民は選挙人名簿に登録されねばならない。

(2) 選挙人として登録されるためには、次の条件を満たさねばならない。

a. 禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、および9月30日運動／P.K.I. の反革命運動、またはその他の禁止された諸組織に直接間接に加担した者ではないこと。

b. 精神もしくは記憶力に明らかに障害がないこと。

c. 5年以上の懲役刑に相当する刑事犯罪を犯し、法の権限を有する裁判所の判決に基づく懲役刑に服している者ではないこと。

d. 法の権限を有する裁判所の判決に基づき、選挙権を剥奪されている者ではないこと。

(2a) 選挙人名簿に登録された後、第2項の条件をもはや満たしていないことが判明したインドネシア共和国国民は選挙権を行使できない。

(3) 第10条第2項の条件は、第2条第1項に基づき選挙権の行使が配慮さ

れた者には適用されない。

第11条

インドネシア共和国国軍構成員は選挙権を行使しない。

第12条

- (1) 政府は、禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、および9月30日運動／P. K. I. の反革命運動、またはその他の禁止された諸組織に直接間接に加担した者の名前を総選挙庁に通知する。
- (2) 法務大臣は、選挙権剥奪の判決を総選挙庁に通知する。

第13条

- (1) 選挙人登録は、第8条第4項の選挙人登録委員会が実施する。
- (2) 選挙人は、本人が居住する村、もしくは村と同格の地区の選挙人名簿に登録される。
- (3) 外国に居住する選挙人は、当該国のインドネシア共和国在外公館長の居住地の選挙人名簿に登録される。
- (4) 1名の選挙人は、1種の選挙人名簿にのみ登録され、選挙人が複数の居住地を持つ場合には、定住地とするものを1つだけ選択しなければならない。後日、複数の選挙人名簿に登録したことが判明した場合、当人は選挙権を行使できない。
- (5) 選挙人は、本人自身について選挙人名簿に変更があった場合、そのすべての事由を村長もしくは村と同格の地区の長に、外国に居住するものは当該国のインドネシア共和国公館長に届け出なければならない。
- (6) 選挙人登録後、選挙人登録委員会は当該登録地区における住民からの補正の申出に備えて当該選挙人名簿を縦覧する。
- (7) 選挙人登録の実施方法は政令でこれを定める。

第13 a 条

総選挙には、同等の地位、権利と義務を持つ、ゴロンガン・カルヤ、インドネシア民主党、および開発統一党の3社会政治勢力組織が参加する。

第V章 被選挙権と立候補

第14条

インドネシア共和国国軍構成員は被選挙権を行使しない。

第15条

- (1) 総選挙で国民議会に候補者を立てるものは、第13 a 条の3組織である。
- (2) 立候補者は、1期の総選挙中複数の議会に立候補することができる。

第16条

立候補者は次の条件を満たさなければならない。

- a. 唯一至高の神を信仰する満21歳以上のインドネシア共和国国民。
- b. インドネシア語を話せ、ローマ字の読み書きができる、少なくとも中学卒業、もしくは社会や国家機関で同程度の知識と経験を有する者。
- c. 民族の生活観、国家の基礎および国民のイデオロギーとしてのパンチャシラに忠実であり、1945年8月17日の独立宣言、1945年憲法、および「国民苦難の訴え」を支えるインドネシア民族独立革命に忠実である者。
- d. 禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、および9月30日運動／P. K. I. の反革命運動、またはその他の禁止された諸組織に直接間接に加担した者ではないこと。
- e. 法の権限を有する裁判所の判決に基づき、選挙権を剥奪されている者ではないこと。
- f. 5年以上の懲役刑に相当する刑事犯罪を犯し、法の権限を有する裁判所の判決に基づき懲役刑に服している者ではないこと。

g. 精神もしくは記憶力に明らかに障害がないこと。

h. 選挙人名簿に登録されている者。

i. 第15条に従い立候補した者。

第17条

(1) 総選挙の立候補は、第15条第1項の組織を通じて提出しなければならない。

(2) 削除

(3) 第13a条の組織は、立候補の提出にあたり、候補者としての条件を満たしていることを明示する各候補者の証明書を提出しなければならない。

第18条

(1) D.P.R., D.P.R.D.I, および D.P.R.D.II 各議員総選挙の立候補の提出にあたり、総選挙に参加する社会政治勢力組織は、組織の名称と、当該組織が単一綱領としてのパンチャシラに基づくことを表現したシンボル・マーク (tanda gambar) を提出する。

(2) 総選挙では、次のシンボル・マークと同一、もしくは類似したものを使用してはならない。

a. インドネシア共和国国章。

b. 外国の国章。

c. 紅白インドネシア民族国旗。

d. 外国の国旗。

e. 肖像画。

(3) 総選挙のシンボル・マークは、同一のもの、類似したもの、あるいは選挙人を惑わすものであってはならない。

(4) 同一のもの、類似したもの、あるいは選挙人を惑わすシンボル・マークが提出された場合、総選挙庁はそれらを提出した当事者の事情聴取後、認証しうるシンボル・マークを決定する。

- (5) 却下された組織の名称、およびシンボル・マークは当該組織に通知され、当該組織には、総選挙庁が定めた期限内に、他の組織の名称、もしくはシンボル・マークを提出する機会が与えられる。
- (6) 総選挙庁が決定した組織の名称とシンボル・マークは、官報、その他の広報メディアを通じて、広範かつ効果的に公表される。

第19条

- (1) 立候補の手続きは次のように定める。
- a. 候補者は定型用紙 (formulir) に記入する方法で立候補する。
 - b. その定型用紙には、少なくとも 2 名の当該組織の役員が署名する。
 - c. a および b の定型用紙には、とりわけ次の書類を添える。
 - (i) 総選挙で象徴として用いられる組織の名称およびシンボル・マーク、ならびに総選挙庁の認証書。
 - (ii) 少なくとも 2 名の組織の役員が署名した立候補者の履歴書、および政治活動歴書。
 - (iii) 候補者の立候補への意志、ならびに候補者名簿中の本人の順位について合意する本人の証明書。
- (2) 第 1 項の候補者名簿中の順位の記入と編成は、当該立候補者を提出する権限を持つ組織が行う。
- (3) 第13 a 条の 3 組織の間で、議席配分を配慮して票を統合することができる。票を統合する意向は、あらかじめ候補者名簿を公表する組織が、立候補の定型用紙と当該候補者名簿に明示しなければならない。
- (4) 第 2 項の候補者名簿には、多くとも定員の 2 倍までしか候補者名を掲載することができない。
- (4a) 候補者名簿とその付属書類は、次の委員会に提出される。
- a. インドネシア選挙委員会、D. P. R. 議員選挙用。
 - b. 第 I 級地方自治体選挙委員会、D. P. R. D. I 議員選挙用。
 - c. 第 II 級地方自治体選挙委員会、D. P. R. D. II 議員選挙用。

- (4b) a. 立候補者が第16条の条件を満たしていない場合には、当該選挙委員会が却下する。
- b. 当該選挙委員会による立候補者の候補者名簿からの削除は、理由を付したうえで立候補を提出した組織に通知され、その組織は削除された立候補者の弁護と、候補者名簿の改正を行う機会が与えられる。
- (4c) 認証された組織の候補者名は候補者名簿に組み込まれ、官報／地方自治体官報、およびその他の広報メディアを通じて、広範かつ効果的に公表される。
- (5) 立候補実施方法の細則は、政令でこれを定める。

第VI章 選挙運動

第20条

- (1) 13 a 条の 3 組織は、総選挙でできるだけ多くの票を得るために、インドネシア全国で総選挙運動を施行するに際して、同等の地位、権利および義務を持つ。
- (1a) a. 総選挙運動で、パンチャシラと1945年憲法を議題とすることを禁止する。
- b. 総選挙運動のテーマは、パンチャシラの実践としての国家開発に関連する各総選挙参加組織の政綱とする。
- (1b) インドネシア全国の総選挙運動で、国民は総選挙運動に参加する機会と自由を持つ。
- (2) 選挙運動の倫理／礼節と、選挙運動期間を含む選挙運動管理に関するすべての事項は、政令でこれを定める⁸⁾。

第VII章 投票と開票

第21条

- (1) 3種の国民議会のインドネシア全国の選挙区における投票は、投票場で同日同時に行う。
- (2) 外国における投票は、インドネシア共和国公館で国内の投票にあわせて同時にを行う。
- (3) 投票委員会は、投票を容易かつ円滑に行えるように、各地域毎の投票場とその数を定める。
- (4) 投票場は上記のように定められるので、各選挙人の自由かつ秘密投票が保証される。
- (5) 3種の国民議会総選挙の投票のために、政令で形式、内容および投票用紙に関するその他のことを定めた投票用紙を作成する。
- (6) D.P.R., D.P.R.D.I. および D.P.R.D.II の選挙で、投票者は投票用紙の各組織のシンボル・マークの一つを選び、穴を開けて投票する。

第22条

- (1) 投票終了後、当該投票場で速やかに開票する。
- (2) 投票人は開票に立ち合い、作業を観察することができる。

第22a条

- (1) 第13a条の社会政治勢力組織は、投票場で投票および開票の立会人となるため、各々1名の代表者を派遣する。
- (2) 第1項の立会人は、投票場で総選挙活動施行を監督し、投票場の準備から投票箱の投票委員会への送致までを担任する。
- (3) 立会人／監督人は、組織上は投票管理側に属し、郡選挙施行監督委員会から技術指導を受ける。
- (4) 投票の施行と開票方法の細則は、政令でこれを定める。

第VII章 選挙結果の決定

第23条

- (1) D. P. R., D. P. R. D. I, および D. P. R. D. II の選挙結果の決定は、比例代表制を用いる。
- (1a) D. P. R., D. P. R. D. I, および D. P. R. D. II 各議員に当選する候補者の決定は、認証された候補者名簿の順位に基づく。
- (2) 総選挙結果決定方法の施行細則は、政令でこれを定める。

第VIII章 選挙結果の公表と当選者への通知

第24条

D. P. R., D. P. R. D. I, および D. P. R. D. II の選挙結果の公表と当選者への通知は、政令で定めた方法により総選挙庁が行う。

第IX章 当選者の変更と調査委員会

第25条

- (1) 当選者の変更は、候補者名簿の順位に従って決定する。
- (2) 各国民議会に、議員として当選者の受理を決定する調査委員会を設置する。
- (3) 当選者の変更と調査委員会に関するその他の事項の細則は、政令でこれを定める。

第X章 罰則

第26条

(1) 何人も、故意に本人もしくは第三者にかかる選挙人名簿の記載事項について不正申告をした者は、1年以上の懲役刑に処する。

(2) 何人も、偽造ではない正式文書として本人もしくは第三者が使用する目的で、この法律の規定により選挙活動を実施するために必要とされる文書を模造もしくは偽造した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(3) 何人も、故意に第2項の文書が正式文書でないこと、もしくは偽造文書であることを知りながら、偽造ではない正式文書としてそれを使用、もしくは使用するよう命じた者は、5年以下の懲役刑に処する。

第27条

(1) 何人も、この法律により管理される選挙の進行を故意に混乱させ、阻害し、妨害した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(2) 何人も、この法律による選挙管理時に、選挙権を自由、秘密かつ妨害されることなく行使しようとする者を、強制もしくは脅迫して故意に阻害した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(3) 何人も、この法律による選挙管理時に、贈物もしくは贈賄の約束で選挙権の行使を不可能にしたり、特定の仕方で選挙権を行使させるようにした者は、3年以下の懲役刑に処する。当該刑は、贈物もしくは特定行為の約束で収賄した者にも適用する。

(4) 何人も、この法律による選挙管理時に、選挙人の投票を無効にしたり、選挙人が望む組織と異なる組織が追加票を得るようしむける謀略行為を行った者は、3年以下の懲役刑に処する。

(5) 何人も、故意に自己を他人と偽りこの法律による選挙に参加した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(6) 何人も、故意に第2条第1項の規定に違反した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(7) 何人も、1期の選挙でこの法律に定めた数より多く投票した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(8) 何人も、この法律による選挙管理時に、既に実施された投票を故意に無効にした者、もしくは投票結果を故意に正式投票数と異なる数にする謀略行為を行った者は、5年以下の懲役刑に処する。

(9) 仕事の都合で投票できない旨を説明せずに、労働者に投票の機会を与えたなかった使用者は、3カ月以下の禁錮刑に処する。

(10) 義務を怠った総選挙の管理者は、3カ月以下の禁錮刑、もしくは1万5000ルピア以下の罰金刑に処する。

第28条

第26条および第27条第1項から第8項の刑事犯は犯罪とする。

第27条第9項および第10項の刑事犯は違反とする。

第29条

第26条第2項および第3項の行為に対する刑を執行するに際して、その犯罪に使用された書類、およびその書類の模造もしくは偽造に使用された物品は、没収し、処分する。また、それらの書類もしくは物品が犯罪者の所有物でない場合においても同様である。

第29 a 条

(1) 第I級地方自治体東ティモール州のこの法律に基づく総選挙の施行は、同地の状況と発展に適応させる⁹⁾。

(2) 第1項の規定の施行細則は、政令でこれを定める。

第XII章 雜則

第30条

一定選挙区内の一定地区を調査し、点検した後で、投票を開票できない結果をもたらす過失、誤り、その他が判明した場合には、当該第I級地方自治

体選挙委員会／第Ⅱ級地方自治体選挙委員会は、第7条第2項の期限規定に鑑み、当該地の地方政府機関の支援を得て、当該地区で追投票／再投票を行うことができる。

第31条

一定選挙区内の一定地区で、止むを得ない状況によって定められた日時に総選挙を施行できないか、もしくは中断した場合、状況が可能となり次第、第7条第2項の期限規定に鑑み、速やかに当該地区で追選挙もしくは再選挙を実施する。

第31a条

- (1) この法律における総選挙管理は、選挙人登録から、国民協議／代議機関議員による共同宣誓／誓約までをいう。
- (2) この法律における総選挙年は、投票が行われた年をいう。
- (3) 第2項の投票は、第1条第5項の規定に鑑み、遅くとも前総選挙年から5年以内に行う。

第Ⅹ章 経過規定

第32条、第33条、および第34条、削除。

第Ⅺ章 最終規定

第35条

総選挙の円滑な管理に必要なこの法律に基づく施行細則は、政令でこれを定める。

第36条

この法律に反するすべての法律規定は、その効力を失う。

第37条

この法律を総選挙法といい、公布日から施行する。

一般に周知させるため、この法律をインドネシア共和国官報に掲載して公布することを命ずる。

認証地：ジャカルタ

日 時：1985年1月7日

インドネシア共和国大統領

署名

スハルト

公布地：ジャカルタ

日 時：1985年1月7日

インドネシア共和国

国務大臣／官房長官

署名

スダルモノ、法学士

1985年インドネシア共和国官報第1号

1985年法律第1号による近時の改正を含めて既に3回改正された「国民協議／代議機関議員総選挙に関する1969年法律第15号」の施行に関する1985年インドネシア共和国政令第35号（1985年7月10日制定、1985年官報第50号）に基づく訳注。

1) インドネシア選挙委員会の構成は、本条第10項の規定に基づいて、政

令第13条第1項で次のとおり定めた。

総選挙庁の指導委員会の委員と評議委員会の委員に、ゴルカル、P D I、P P P、国軍各派代表各1名の計4委員を追加して組織する。

2) 第I級地方自治体選挙委員会の構成は、政令第16条第1項および第2項で次のとおり定めた。

委員兼任委員長は職権で州知事。委員は、委員長と副委員長を含めて、政府、ゴルカル、P D I、P P P、国軍各派代表で組織し、定数は10名以内。

3) 第II級地方自治体選挙委員会の構成は、政令第19条第1項および第2項で次のとおり定めた。

委員兼任委員長は職権で県長／市長。委員長、副委員長を含む委員定数は10名以内。

4) 投票委員会の構成は、政令第23条第1項および第2項で次のとおり定めた。

委員兼任委員長は職権で郡長。委員長、副委員長を含む委員定数は7名以内。

5) 選挙人登録委員会の構成は、政令第27条第1項および第2項で次のとおり定めた。

委員兼任委員長は職権で村長。委員長、副委員長を含む委員定数は5名以内。

6) 総選挙庁指導委員会の構成は、政令第9条第1項で次のとおり定めた。

- a. 委員兼任委員長…内務大臣
- b. " 副委員長…法務大臣
- c. " " …情報大臣
- d. 委員…大蔵大臣
- e. " …国防治安大臣
- f. " …運輸大臣
- g. " …観光・郵政・通信大臣

h. 委員…外務大臣

i. " …インドネシア共和国国軍司令官

7) 総選挙庁評議委員会の構成は、政令第10条第1項で次のとおり定めた。

委員兼任委員長…大臣 1名

" 副委員長…4名

委員 …若干名

委員若干名は、ゴルカル、P D I、PPP、国軍の各派代表各3名以内。

8) 選挙運動期間を含む選挙運動管理に関して、政令は次のとおり定めた。

選挙運動期間は、第86条第1項で、投票前5日間の鎮静期間(masa tenan)を含む25日間。

第84条第2項が提示する選挙運動の諸形態。

a. 大会。

b. デモ行進。

c. 催事、祭典、および集会。

d. インドネシア共和国ラジオ／テレビの放送。

e. ポスター、プラカード、ちらし、スライド、フィルム、ラジオカセット、ビデオカセット、スローガン／モットー、張幕、小冊子、文章、絵やマスメディアを利用したり、その他の見世物道具を使った宣伝活動による、宣伝や広告。

f. あらゆる種類や形態のデモンストレーション。

そして、選挙運動の上記分類中、第87条第1項、第2項、および第4項が、d号を除くa号からf号までの各選挙運動に、遅くとも7日前の書面による当局への事前届出を義務づけている。ここで当局とは郡警察署長以上をいい、署長不在の場合は郡長とされる。

なお、d号の選挙運動に関しては、やはり事前審査のため、第88条がインドネシア選挙委員会に内務大臣／総選挙庁長官決定で、総選挙運動原稿審査委員会の設置を定めている。

9) 政令は第175条第2項で、東ティモール州では第Ⅱ級地方自治体が未

結成の間、D. P. R. D. II 議員選挙は行わず、第176条では、同州選出
D. P. R. 議員定数を4名以内と定めた。

なお、第174条では、イリアン・ジャヤ州の総選挙についても、東テ
ィモール州同様の特別措置の途を拓いている。

1975年法律第5号で改正した、国民協議会、国民議会および地方自治体国民議会の構成と地位に関する1969年法律第16号の改正に関する1985年インドネシア共和国法律第2号

唯一至高神の恩寵により、
インドネシア共和国大統領は、

総選挙に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第Ⅲ号、ならびに国民投票に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第Ⅳ号第6条を施行する目的と、事態の推移に留意して、1975年法律第5号で改正した、国民協議会、国民議会および地方自治体国民議会の構成と地位に関する1969年法律第16号の改正が必要であることを考慮し、

1. 1945年憲法第1条第2項、第2条第1項、第5条第1項、第19条第1項、および第20条第1項、
2. 総選挙に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第Ⅲ号、
3. 既に3回、最後は1985年法律第1号（1985年官報第1号、同年補足官報第3281号）で改正した、国民協議／代議機関構成員総選挙に関する法律第15号（1969年官報第58号、同年補足官報第2914号）。
4. 1975年法律第5号（1975年官報第39号、同年補足官報第3064号）で改正した、国民協議会、国民議会および地方自治体国民議会の構成と地位に関する1969年法律第16号（1969年官報第59号、同年補足官報第2915号）に鑑み、

インドネシア共和国国民議会の同意を得て、

1975年法律第5号で改正した、国民協議会、国民議会および地方自治体国民議会の構成と地位に関する1969年法律第16号の改正に関する法律を制定す

る、

と決定する。

第Ⅰ章 国民協議会

第1節 構成

第1条

(1) 以下で M. P. R. という国民協議会は、国民議會議員に次の議員を加えて組織する。

a. 地域代表。定数は第8条第1項および第4項の計算に従う¹⁾。

b. 以下で総選挙参加組織代表という総選挙参加社会政治勢力組織代表と、以下で A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤといウンドネシア共和国国軍ゴロンガン・カルヤ代表。定数は国民議会の構成に均衡させて決定する²⁾。

c. 以下で諸組織代表(Utusan Golongan-golongan)といウ1945年憲法の諸組織代表。定数は100名³⁾。

(2) 総選挙に参加する総選挙参加組織は、M. P. R. で少なくとも5名を保証する。

(3) M. P. R. の議員定数は、国民議會議員定数の2倍とする。

(4) 第1項a号、b号およびc号のM. P. R. 追加議員は次のとおり決定する。

a. 地域代表は、第8条第2項のとおり第I級地方自治体国民議会が選出。

b. 総選挙参加組織代表は、当該総選挙参加組織の中央指導部が、認証された国民議會議員総選挙確定候補者名簿の氏名から提出。A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤ代表は、国軍司令官の助言に基づいて大統領が決定。

c. 諸組織代表は、諸組織の助言に基づくか、もしくは大統領自身の発意に基づいて大統領が決定。

第2節 議員

第2条

- (1) M. P. R. 議員となるためには次の条件を満たさなければならない。
- a. 満21歳以上のインドネシア共和国国民で、唯一にして至高なる神を信仰する者。
 - b. インドネシア語を話せ、ローマ字の読み書きができる、少なくとも中学校卒業、もしくは社会や国家機関で同程度の知識と経験を有する者。
 - c. 民族の生活観、国家の基礎および国民のイデオロギーとしてのパンチャシラに忠実であり、1945年8月17日の独立宣言、1945年憲法、および「国民苦難の訴え」を支えるインドネシア民族独立革命に忠実である者。
 - d. 禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、および9月30日運動／P. K. I. の反革命運動、またはその他の禁止された組織に直接間接に加担した者ではないこと。
 - e. 法の権限を有する裁判所の判決に基づき、選挙権を剥奪されている者ではないこと。
 - f. 5年以上の懲役刑に相当する刑事犯罪を犯し、法の権限を有する裁判所の判決に基づき懲役刑に服している者ではないこと。
 - g. 精神もしくは記憶力に明らかに障害がないこと。
- (2) M. P. R. 議員は、インドネシア共和国の領域に居住しなければならない。
- (3) M. P. R. 議員資格は大統領決定で正式になる。

第3条

M. P. R. 議員の任期は5年とし、任期終了後共同辞任する。

第4条

- (1) M. P. R. 議員は任期中次の場合に辞任する。
- a. 死亡。

- b . M. P. R. 議長に宛てた書面での本人の辞任願。
- c . インドネシア共和国国家領域外の居住。
- d . 国民議会議員の辞任。
- e . 当局の説明に基づいた第 2 条第 1 項の条件の喪失。
- f . M. P. R. 決定の M. P. R. 議員宣誓／誓約の明白な違反。
- g . 第43条による差し替え。
- h . 第38条第 2 項に規定する兼職禁止に抵触。

(2) 第 1 項の任期中に辞任した国民議会議員である M. P. R. 議員の議席は、第13条第 1 a 項の規定に従って補充する⁴⁾。

(2a) 第 1 項の任期中に辞任した M. P. R. 追加議員の議席は、次の者から補充する。

- a . 地域代表候補者。
- b . 総選挙参加組織代表候補者。
- c . A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤ代表候補者。
- d . 諸組織代表候補者。

(3) 前任議員の任期中に交替した補欠議員は、前任議員が本来辞任すべきであった時期に議員を辞任する。

(4) 第 2 条第 1 項 c 号, d 号, e 号, および／もしくは f 号の条件をもはや満たさない議員の辞任、および／もしくは第 4 条第 1 項 f 号の M. P. R. 議員宣誓／誓約に違反した議員の辞任は、尊敬を伴わない辞任とする。

第 5 条

M. P. R. 議員の辞任は大統領決定で正式になる。

第 6 条

(1) M. P. R. 議員は就任に先だち、現行法律の規定に従って決められた議員が出席し、最年長および最年少議員が主宰する M. P. R. 議員着任総会で、最高裁判所長官による共同宣誓／誓約を行う⁵⁾。

(2) M. P. R. 議長もしくはその他の役員議員は、第1項に従って最高裁判所長官による宣誓／誓約を未だ行っていない M. P. R. 議員に宣誓／誓約を行わせる。

第7条

第6条の宣誓／誓約の内容は次のとおり。

私は、私が国民協議会の議員（議長／副議長）になるために、何人に対しても、実名もしくは潜称して、直接もしくは間接に、贈与したり約束したり、これからも贈与しようとしたりしないことを宣誓します（誠実に発言する）。

私は、この職務で何かをしたりもしくはしないために、何人からも直接もしくは間接に約束したり贈物を全く受理しないことを宣誓（誓約）します。

私は常時「国民苦難の訴え」を堅持すること、私は民族の生活観、国家の基礎および国民のイデオロギーとしてのパンチャシラ、1945年憲法、およびインドネシア共和国国家で施行されているすべての法律と規定を遵守し、擁護すること、私はインドネシア国民の福祉増進に全力をあげて努力すること、そして祖国、民族およびインドネシア共和国国家に忠誠を尽くすことを宣誓（誓約）します。

第3節 地域代表

第8条

(1) 地域代表としての地位を保有する M. P. R. 追加議員の定数は、次の規定によって、各第 I 級地方自治体ごとに少なくとも 4 名以上、多くとも 8 名以下とする。

- a. 人口100万未満の第 I 級地方自治体は 4 名の代表。
- b. 人口100万以上500万未満の第 I 級地方自治体は 5 名の代表。
- c. 人口500万以上1000万未満の第 I 級地方自治体は 6 名の代表。
- d. 人口1000万以上1500万未満の第 I 級地方自治体は 7 名の代表。
- e. 人口1500万以上の第 I 級地方自治体は 8 名の代表。

- (2) 州知事／地方自治体首長を含む地域代表は、第Ⅰ級地方自治体国民議会が選出する。
- (3) 第2項の施行規則は、政令でこれを定める。
- (4) 第1項に書かれたM.P.R.の地域代表総数の計算は、総選挙施行時の推移に配慮して最終国勢調査に基づいて決定する。

第4節 M.P.R. 役員

第9条

- (1) M.P.R. 役員は、M.P.R. 議員によって相互から選出した1名の議長と若干名の副議長で組織する。
- (2) M.P.R. 役員議員の選出方法は、M.P.R. 自身が制定するM.P.R. 議会規則でこれを定める。
- (3) M.P.R. 役員が未決定の期間中は、最年長議員が暫定期間の協議を主宰し、最年少議員の補佐を受ける。

第Ⅱ章 国民議会

第5節 構成

第10条

- (1) 以下でD.P.R. という国民議会は、次の議員で組織する。
 - a. 総選挙参加組織⁶⁾。
 - b. A.B.R.I. ゴロンガン・カルヤ。
- (2) D.P.R. 議員の補充は、総選挙と任命の方法で行う。
- (3) D.P.R. 議員の定数は、総選挙で選出する400名と、任命100名の500名とする。
- (4) 第3項の100名の任命 D.P.R. 議員は A.B.R.I. ゴロンガン・カルヤか

らで、任命は国軍司令官の助言に基づいて大統領が決定する。

第6節 議員

第11条

- (1) D. P. R. 議員になるためには、第2条第1項の条件を満たさなければならない。
- (2) D. P. R. 議員は、インドネシア共和国国家の領域内に居住しなければならない。
- (3) D. P. R. 議員資格は大統領決定で正式になる。

第12条

D. P. R. 議員の任期は5年とし、任期満了後共同辞任する。

第13条

- (1) D. P. R. 議員は任期中、次の事由で辞任する。
 - a. 死亡。
 - b. D. P. R. 議長に宛てた書面による本人の辞任願。
 - c. インドネシア共和国国家領域外の居住。
 - d. 当局の説明に基づいた第2条第1項の条件の喪失。
 - e. D. P. R. 決定のD. P. R. 議員宣誓／誓約の明白な違反。
 - f. 第43条による差し替え。
 - g. 第38条第1項および第3項による兼職禁止に抵触。
- (1a) 第1項の任期中に辞任したD. P. R. 議員の議席は、次の者から補充する。
 - a. 総選挙参加組織候補者。
 - b. A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤ候補者。
- (2) 前任議員の任期中に交替した補欠議員は、前任議員が本来辞任すべき

であった時期に議員を辞任する。

- (3) 第4条第4項の規定は、D. P. R. 議員にも適用する。
- (4) D. P. R. 議員の辞任は、大統領決定で正式になる。

第14条

- (1) D. P. R. 議員は就任に先だち、現行法律の規定に従って決められた議員が出席し、最年長および最年少議員が主宰する D. P. R. 議員着任総会で、最高裁判所長官による共同宣誓／誓約を行う。
- (2) D. P. R. 議長もしくはその他の役員議員は、第1項に従って最高裁判所長官による宣誓／誓約を未だ行っていない D. P. R. 議員に宣誓／誓約を行わせる。

第15条

第14条の宣誓／誓約の内容は次のとおり。

私は、私が国民議会の議員（議長／副議長）になるために、何人に対しても、実名もしくは潛称して、直接もしくは間接に、贈与したり約束したり、これからも贈与しようしたりしないことを宣誓します（誠実に発言する）。

私は、この職務で何かをしたりもしくはしないために、何人からも直接もしくは間接に約束したり贈物を全く受理しないことを宣誓（誓約）します。

私は當時「国民苦難の訴え」を堅持すること、私は民族の生活観、国家の基礎および国民のイデオロギーとしてのパンチャシラ、1945年憲法、およびインドネシア共和国国家で施行されているすべての法律と規定を遵守し、擁護すること、私はインドネシア国民の福祉増進に全力をあげて努力すること、そして祖国、民族およびインドネシア共和国国家に忠誠を尽くすことを宣誓（誓約）します。

第7節 D. P. R. 役員

第16条

- (1) D. P. R. 役員は、D. P. R. 議員によって相互から選出した 1 名の議長と若干名の副議長で組織する。
- (2) D. P. R. 役員の選出方法は、D. P. R. 自身が制定する D. P. R. 議会規則でこれを定める。
- (3) D. P. R. 役員が未決定の期間中は、最年長議員が暫定期間の協議を主宰し、最年少議員の補佐を受ける。

第Ⅲ章 第 I 級地方自治体国民議会

第8節 構成

第17条

- (1) 以下で D. P. R. D. I という第 I 級地方自治体国民議会は、次の議員で組織する⁷⁾。
 - a. 総選挙参加組織。
 - b. A. B. R. I ゴロンガン・カルヤ。
- (2) D. P. R. D. I 議員の補充は、総選挙と任命の方法で行う。
- (3) D. P. R. D. I 議員の定数は、少なくとも 45 名以上、多くとも 100 名以下とする。
 - (3a) 首都ジャカルタ特別区の D. P. R. D. I 議員の定数は、少なくとも 60 名以上とする。
- (4) 第 3 項および第 3 a 項の D. P. R. D. I 議員定数の 5 分の 1 は、任命 A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤの D. P. R. D. I 議員定数とし、その任命は、国軍司令官もしくはその他指命された代行者の助言に基づいて、内務大臣が

大統領名で決定する。

(5) 削除。

(6) D. P. R. D. I 議員は、当該第I級地方自治体領域内の国民を代表する。

第9節 議員

第18条

(1) D. P. R. D. I 議員になるためには、第2条第1項の条件を満たさなければならない。

(2) D. P. R. D. I 議員は、当該第I級地方自治体の領域内に居住しなければならない。

(3) D. P. R. D. I 議員資格は、大統領名の内務大臣決定で正式になる。

第19条

D. P. R. D. I 議員の任期は5年とし、任期満了後共同辞任する。

第20条

(1) D. P. R. D. I 議員は任期中、次の事由で辞任する。

a. 死亡。

b. D. P. R. D. I 議長に宛てた書面による本人の辞任願。

c. 当該第I級地方自治体領域外の居住。

d. 当局の説明に基づいた第2条第1項の条件の喪失。

e. 当該D. P. R. D. I 決定のD. P. R. D. I 議員宣誓／誓約の明白な違反。

f. 第43条による差し替え。

g. 第40条の兼職禁止に抵触。

(1a) 第1項の任期中に辞任したD. P. R. D. I 議員の議席は、次の者から補充する。

a. 総選挙参加組織候補者。

b. A.B.R.I. ゴロンガン・カルヤ候補者。

- (2) 前任議員の任期中に交替した補欠議員は、前任議員が本来辞任すべきであった時期に議員を辞任する。
- (3) 第4条第4項の規定は、D.P.R.D.I.議員にも適用する。
- (4) D.P.R.D.I.議員の辞任は、大統領名の内務大臣決定で正式になる。

第21条

- (1) D.P.R.D.I.議員は就任に先だち、D.P.R.D.I.公開総会で、最高裁判所長官名の高等裁判所長官による共同宣誓／誓約を行う。
- (2) D.P.R.D.I.議長もしくはその他の役員議員は、第1項に従って最高裁判所長官名の高等裁判所長官による共同宣誓／誓約を未だ行っていないD.P.R.D.I.議員に宣誓／誓約を行わせる。

第22条

第21条の宣誓／誓約の内容は次のとおり。

私は、私が第I級地方自治体国民議会の議員（議長／副議長）になるために、何人に対しても、実名もしくは潜称して、直接もしくは間接に、贈与したり約束したり、これからも贈与しようとしたりしないことを宣誓します（誠実に発言する）。

私は、この職務で何かをしたりもしくはしないために、何人からも直接もしくは間接に約束したり贈物を全く受理しないことを宣誓（誓約）します。

私は當時「国民苦難の訴え」を堅持すること、私は民族の生活観、国家の基礎および国民のイデオロギーとしてのパンチャシラ、1945年憲法、およびインドネシア共和国国家で施行されているすべての法律と規定を遵守し、擁護すること、私はインドネシア国民の福祉増進に全力をあげて努力すること、そして祖国、民族およびインドネシア共和国国家に忠誠を尽くすことを宣誓（誓約）します。

第10節 D. P. R. D. I 役員

第23条

- (1) D. P. R. D. I 役員は、D. P. R. D. I 議員によって相互から選出した 1 名の議長と若干名の副議長で組織する。
- (2) D. P. R. D. I 役員議員の選出方法は、D. P. R. D. I 自身が制定する議会規則でこれを定める。
- (3) D. P. R. D. I 役員が未決定の期間中は、最年長議員が暫定期間の協議を主宰し、最年少議員の補佐を受ける。

第Ⅳ章 第Ⅱ級地方自治体国民議会

第11節 構成

第24条

- (1) 以下で D. P. R. D. II という第Ⅱ級地方自治体国民議会は、次の議員で組織する⁸⁾。
 - a . 総選挙参加組織。
 - b . A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤ。
- (2) D. P. R. D. II 議員の補充は、総選挙と任命の方法で行う。
- (3) D. P. R. D. II 議員の定数は、少なくとも20名以上、多くとも45名以下とする。
- (4) 第3項の D. P. R. D. II 議員定数の 5 分の 1 は、任命 A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤの議員定数とし、その任命は、国軍司令官もしくはその他指命された代行者の助言に基づいて、内務大臣が大統領名で決定する。
- (5) 削除。
- (6) D. P. R. D. II 議員は、当該第Ⅱ級地方自治体領域内の国民を代表する。

第12節 議員

第25条

- (1) D. P. R. D. II 議員になるためには、第2条第1項の条件を満たさなければならない。
- (2) D. P. R. D. II 議員は、当該第II級地方自治体の領域内に居住しなければならない。
- (3) D. P. R. D. II 議員資格は、内務大臣名の州知事／第I級地方自治体首長決定で正式になる。

第26条

D. P. R. D. II 議員の任期は5年とし、任期満了後共同辞任する。

第27条

- (1) D. P. R. D. II 議員は任期中、次の事由で辞任する。
 - a. 死亡。
 - b. D. P. R. D. II 議長に宛てた書面による本人の辞任願。
 - c. 当該第II級地方自治体領域外の居住。
 - d. 当局の説明に基づいた第2条第1項の条件の喪失。
 - e. 当該 D. P. R. D. II 決定の D. P. R. D. II 議員宣誓／誓約の明白な違反。
 - f. 第43条による差し替え。
 - g. 第40条の兼職禁止に抵触。
- (1a) 第1項の任期中に辞任した D. P. R. D. II 議員の議席は、次の者から補充する。
 - a. 総選挙参加組織候補者。
 - b. A. B. R. I. ゴロンガン・カルヤ候補者。
- (2) 前任議員の任期中に交替した補欠議員は、前任議員が本来辞任すべき

であった時期に議員を辞任する。

- (3) 第4条第4項の規定は、D. P. R. D. II 議員にも適用する。
- (4) D. P. R. D. II 議員の辞任は、内務大臣名の州知事／第I級地方自治体首長決定で正式になる。

第28条

- (1) D. P. R. D. II 議員は就任に先だち、D. P. R. D. II 公開総会で、最高裁判所長官名の高等裁判所長官による共同宣誓／誓約を行う。
- (2) D. P. R. D. II 議長もしくはその他の役員議員は、第1項に従って最高裁判所長官名の高等裁判所長官の宣誓／誓約を未だ行っていない D. P. R. D. II 議員に宣誓／誓約を行わせる。

第29条

第28条の宣誓／誓約の内容は次のとおり。

私は、私が第II級地方自治体国民議会の議員（議長／副議長）になるために、何人に対しても、実名もしくは潜称して、直接もしくは間接に、贈与したり約束したり、これからも贈与しようとしたることを宣誓します（誠実に発言する）。

私は、この職務で何かをしたりもしくはしないために、何人からも直接もしくは間接に約束したり贈物を全く受理しないことを宣誓（誓約）します。

私は常時「国民苦難の訴え」を堅持すること、私は民族の生活観、国家の基礎および国民のイデオロギーとしてのパンチャシラ、1945年憲法、およびインドネシア共和国国家で施行されているすべての法律と規定を遵守し、擁護すること、私はインドネシア国民の福祉増進に全力をあげて努力すること、そして祖国、民族およびインドネシア共和国国家に忠誠を尽くすことを宣誓（誓約）します。

第13節 D. P. R. D. II 役員

第30条

- (1) D. P. R. D. II 役員は、D. P. R. D. II 議員によって相互から選出した1名の議長と若干名の副議長で組織する。
- (2) D. P. R. D. II 役員議員の選出方法は、D. P. R. D. II 自身が制定する議会規則でこれを定める。
- (3) D. P. R. D. II 役員が未決定の期間中は、最年長議員が暫定期間の協議を主宰し、最年少議員の補佐を受ける。

第V章 国民協議／代議機関の地位

第14節 国民協議／代議機関の権利

第31条

M. P. R. はその機能を果すために、1945年憲法に記載された諸権利を有する。

第32条

- (1) 1945年憲法の機能を果すために、D. P. R. は次の権利を有する。
 - a. 大統領に対する説明請求権
 - b. 調査権
 - c. 法律草案改正権
 - d. 意見表明提出権
 - e. 法律の規定によって定められた場合の個人の提出／提案権
 - f. 法律草案提出権
- (2) 第1項のD. P. R. の権利の他に、D. P. R. 議員は次の権利を有する。

- a . 質問提出権
- b . 外交儀礼権 (hak protokol)
- c . 財政／行政権

(3) 第1項および第2項の権利の行使は、法律の規定および、もしくはD. P. R. 議会令でこれを定める。

(4) 第1項b および第2項b の権利については特に、法律でこれを定める。

第33条

D. P. R. D. はその機能を果すために、それ自身の法律で定めた権利を有する。

第15節 国民協議／代議機関議員の免責

第34条

国民協議／代議機関議員は、公開非公開を問わず、国民協議／代議機関の会議で述べた表明について、たとえそれが国民協議／代議機関役員もしくは政府に対する口頭であれ書面でなされたものであっても、非公開会議で秘密と合意された事項の漏洩であるか、もしくは刑法典第2巻第1章の国家機密漏洩の規定の事例である場合を除いては、裁判所から訴及されることはない。

第16節 外交儀礼／歳費の地位

第35条

国民協議／代議機関役員／議員の外交儀礼および歳費の地位については、各機関それが政府／地方自治体政府と共同してこれを定める。

第36条

M. P. R./D. P. R. がその特質と尊厳に見合せて目的を遂行し責任を果せ

るよう、国家予算には独自の M. P. R./D. P. R. 予算を設ける。

第17節 議会規則

第37条

それぞれの協議／代議機関の議会規則は、それぞれの機関が独自にこれを定める。

第18節 兼職

第38条

(1) D. P. R. 議員は次の職務を兼ねることができない。大統領、副大統領、大臣、最高検察庁の長官および次官、最高裁判所の長官および判事、会計検査院の長官、次官および検査官、最高評議院の議長、副議長および評議員、中央銀行総裁、第Ⅰ級地方自治体首長の知事および副知事、第Ⅱ級地方自治体首長の県知事／市長および副知事／助役、ならびに法律で規定する兼職できないその他の職務。

(2) M. P. R. 役員は、第1項の職務を兼ねることができない。
(3) D. P. R. 議員は D. P. R. D. I およびⅡ議員を兼ねることができない。

逆の場合も同様とする。

第39条

(1) a. 国民協議／代議機関議員になった文人国家公務員は、国民協議／代議機関議員の期間中、政令で定める特定の事例を除いて、国家公務員の身分を失うことなく暫時原職から解放される⁹⁾。

b. a号の国民協議／代議機関議員の原職暫定解放についての確定は、国軍司令官に委ねる。

(2) 特定の国民協議／代議機関議員に立候補した文人国家公務員は、立候補期間中原職から暫時解放され、当選後は第1項 a号の規定が適用される。

第40条

D. P. R. D. 議員は、第38条の職務の外に、次の職務を兼ねることができない。

a. 他の地方自治体の地方自治体国民議会の議長、副議長および議員。

b. 地方自治体官房長、地方自治体局長、地方自治体議会事務局長、および当該地方自治体の財政責任者。

第41条

D. P. R. D. 議員は、法律の規定で定める特定の仕事をしてはいけない。

第19節 警察行為

第42条

国民協議／代議機関議員の召喚、逮捕、禁錮、捜索および差し押えについては、独自の法律を制定する。

第VI章 雜則

第20節 差し替え権

第43条

(1) 国民協議／代議機関における総選挙参加組織代表／議員の差し替え権は、当該総選挙参加組織が有し、その権利の行使に際しては事前に当該国民協議／代議機関役員が協議しなければならない。

(2) 第1項の差し替え代表／議員は、当該総選挙参加組織が認証した D. P. R.／D. P. R. D. 議員総選挙確定候補者名簿に記載された名前から差し替える。

- (3) M. P. R. 地域代表追加議員の差し替え権は、当該 D. P. R. D. I が有する。M. P. R. 役員議員に選出され、第38条第2項の規定にも適った第I級地方自治体首長・知事は、第I級地方自治体首長・知事の職務を兼ねることはできないし、M. P. R. 地域代表追加議員の地位にとどまることもできない。
- M. P. R. 役員議員に選出された第I級地方自治体首長・知事の後継第I級地方自治体首長・知事は、第4条第2a項の M. P. R. 地域代表追加議員の任期中差し替え M. P. R. 地域代表追加議員候補者として、当該 D. P. R. D. I が選出する。
- (4) 国民協議／代議機関の A. B. R .I. ゴロンガン・カルヤ代表／議員の差し替え権は、国軍司令官が有する。
- (5) 第1条第4項c号の M. P. R. 諸組織代表の差し替え権は、大統領が有する。
- (6) 第1項、第2項、第3項、第4項、および第5項の国民協議／代議機関議員の差し替え方法は、政令でその細目を定める。

第20a節 国民協議／代議機関議員資格審査委員会

第43a条

- (1) 政府は、国民協議／代議機関議員資格が正式となるに先だち、国民協議／代議機関議員当選者／就任者の受理を決定するために、本人の証拠書類を調べる目的で審査委員会を設ける。
- (2) 第1項の審査委員会の作業手続きの細則は、政令でこれを定める。

第VII章 経過および最終規定

第45条

国民協議／代議機関の全旧議員は、国民協議／代議機関の新議員が宣誓／誓約を行う当日辞任する。

第46条

M. P. R., D. P. R. および D. P. R. D. の構成と地位をよりよく規定するため必要とされる、この法律に基づく追加規定は、政令でこれを定める。

第47条

この法律に反するすべての法律規定は、その効力を失う。

第48条

この法律を、M. P. R., D. P. R. および D. P. R. D. の構成と地位に関する法律といふこともでき、公布日から施行する。

一般に周知させるため、この法律をインドネシア共和国官報に掲載して公布することを命ずる。

ジャカルタで認証

1985年1月7日

インドネシア共和国大統領

署名

スハルト

ジャカルタで公布

1985年1月7日

インドネシア共和国

国務大臣／官房長官

署名

スダルモノ、法學士

1985年インドネシア共和国官報第2号

1975年法律第5号と1985年法律第2号で改正された「国民協議会、国民議会と地方自治体国民議会の構成と地位に関する1969年法律第16号」の施行に関する1985年インドネシア共和国政令第36号(1985年7月10日制定、1985年官報第51号)と、同政令解説(補足官報第3302号)に基づく訳注。

1) M. P. R. 地域代表追加議員について。

議員定数は、本法第8条第1項および第4項の規定に従って計算し、政令第3条第2項a号に示した次の147名。

1. アチェ特別区	5名
2. 北スマトラ	6
3. 西スマトラ	5
4. リアウ	5
5. ジャンビ	5
6. 南スマトラ	6
7. ベンカル	4
8. ランブン	6
9. ジャカルタ首都特別区	6
10. 西ジャワ	8
11. 中ジャワ	8
12. ヨクヤカルタ特別区	5
13. 東ジャワ	8
14. 西カリマンタン	5
15. 中カリマンタン	5
16. 南カリマンタン	5
17. 東カリマンタン	5
18. 北スラウェシ	5
19. 中スラウェシ	5

20. 東南スラウェシ	5名
21. 南スラウェシ	6
22. バリ	5
23. 西ヌサ・トゥンガラ	5
24. 東ヌサ・トゥンガラ	5
25. マルク	5
26. イリアン・ジャヤ	5
27. 東ティモール	4

計147名

上記の数値は、政令第3条第4項で、総選挙施行時の選挙人登録の結果に基づいて変動すると定め、さらに同政令解説で「総選挙施行時」とは、投票日時1年前に施行される、インドネシア共和国国民の投票人／総住民登録が行われた時をいうとしている。

選出母体は、本法第8条第2項で第I級地方自治体国民議会とされるが、同法同条第3項に基づく政令では、第4条第1項で第I級地方自治体国民議会「公開総会」とした。

その候補者は、政令第4条第2項で、州知事と、総選挙参加組織、A. B. R. I., ゴルカルの地域代表者で、必ずしも D. P. R. D. I 議員でなくともよいとされた。しかし、政令第4条b号は、候補者は D. P. R. D. I 議員 3名以上の推薦を義務づけ（1議員は1候補者のみ推薦可能）、続けてc号で、候補者定数を最低地域代表定数と同数で、最高でもその2倍以内と定めた。

2) M. P. R. 総選挙参加組織代表追加議員と、M. P. R. A. B. R. I. ゴルカル代表追加議員について。

両者合せての定数は、M. P. R. 選出追加議員定数の400から、注1)に示した M. P. R. 地域代表追加議員定数147を差し引いた残り 253名となるが、その振り分けについては、政令第3条第2項b号も法律第1条第1項b号の規定をうけて単に、D. P. R. の構成に均衡させて定めるとしている。し

かし，その政令逐条解説では，D. P. R. 獲得議席数に応じた按分比例を明記している。すなわち，例えば D. P. R. で150議席獲得した組織の M. P. R. 総選挙参加組織代表追加議員数は，

$$150/500 \times 253 = 75.9 \approx 76$$

となり，D. P. R. に100の任命議席を持つ A. B. R. I. ゴルカルを代表する M. P. R. 追加議員数は，

$$100/500 \times 253 = 50.6 \approx 51$$

となる。

ただし，政令第3条第5項に述べているとおり，上記の定数の数値も，既述した M. P. R. 地域代表追加議員定数の数値と同様に変動する。

なお，政令第7条第1項は，国軍司令官が推薦する A. B. R. I. ゴルカル候補者定数を議員定数の2倍以内と定めた。

3) M. P. R. 諸組織代表追加議員について。

諸組織代表とは，政令第8条第1項で，社会および／もしくは国家の中で潜勢力がある総選挙に参加しなかった諸組織の代表と定義し，同条第2項で，候補者を出すことのできる諸組織を大統領決定に委ねた。

4) 任期中に辞任した国民協議／代議機関議員の交替について。

任期中に辞任した D. P. R. 議員である M. P. R. 議員の議席補充は，任期中に辞任した D. P. R. 議員の議席補充手続きを適用するが，政令は，M. P. R. 追加議員の場合は第31条第2号で，D. P. R. 議員の場合は第33条で，D. P. R. D. I 議員の場合は第34条で，D. P. R. D. II 議員の場合は第35条でと，それぞれ個別にその手続きを定めている。

ただし，当該 D. P. R. D. I 領域外に居住変更した M. P. R. 地域代表追加議員の場合は，政令第31条第3項で，当該 D. P. R. D. I がその議員を交替させない限り議員に留まるとることができると定めている。

5) 国民協議／代議機関議員の宣誓／誓約について。

政令第25条は、M. P. R./D. P. R. 議員の宣誓／誓約時に、最高裁長官に支障あるときは最高裁判事1名の指命が可能と定め、同第28条で D. P. R. D. I / D. P. R. D. II 議員の宣誓／誓約時にも同様の措置を定めた。

そして第29条は、国民協議／代議機関の各議員は、それぞれの議員資格正式決定後1ヵ月以内の宣誓／誓約を定めている。

6) D. P. R. 選出議員について。

選出する D. P. R. 総選挙参加組織代表定数400は、政令第10条第1項で、総選挙法第5条第1項に規定した住民総数に比例した計算の基礎を、第I級地方自治体のインドネシア国民40万人は少なくとも1議員を持つことができると定めた。

さらに、総選挙法第5条第2項a号とb号、ならびに第6条の規定、すなわち、D. P. R. 議員選出選挙区となる第I級地方自治体は、少なくとも当該選挙区内の第II級地方自治体の総数と同数、つまり第II級地方自治体は少なくとも1名のD. P. R. 議員を持つ。ジャワで選出される議員定数はジャワ以外のそれと均衡させるとの規定と、上述の積算根拠に基づく。政令第10条第2項は、D. P. R. 選出議員の地域割定数を次のとおり定めた。

1. アチュ特別区	10名
2. 北スマトラ	21
3. 西スマトラ	14
4. リアウ	6
5. ジャンビ	6
6. 南スマトラ	12
7. ペンクル	4
8. ランブン	10
9. ジャカルタ首都特別区	15
10. 西ジャワ	60
11. 中ジャワ	59

12.	ヨクヤカルタ特別区	7名
13.	東ジャワ	66
14.	西カリマンタン	7
15.	中カリマンタン	6
16.	南カリマンタン	10
17.	東カリマンタン	6
18.	北スラウェシ	6
19.	中スラウェシ	4
20.	東南スラウェシ	4
21.	南スラウェシ	23
22.	バリ	8
23.	西ヌサ・トゥンガラ	7
24.	東ヌサ・トゥンガラ	12
25.	マルク	4
26.	イリアン・ジャヤ	9
27.	東ティモール	4

計400名

同政令の逐条解説は敷衍して、上記の表の算出根拠を次のとおり示している。

a. 当該選挙区内の第Ⅱ級地方自治体数と同数の全議員定数	277
総選挙法第5条第4項に基づくジャカルタの議員定数	8
総選挙法施行政令(1985年第35号)第176条が定める東ティモールの議員定数	4
小計	289
b. D. P. R. 選出議員定数400から上述a号の289を減じた残余111は、州総人口から当該州内の第Ⅱ級地方自治体数に40万を乗じた数を差し引いて残りが出た州に配分。	
c. 上記b号の配分は111の按分比例配分。	

d. c 号計算でなお残った議席は、残人口数の多い順に配分。

e. (b 号の計算)

1. 北スマトラ	$8,991,735 - (17 \times 40\text{万}) = 2,191,735$
2. 南スマトラ	$5,101,899 - (10 \times 40\text{万}) = 1,101,899$
3. ランプン	$5,161,585 - (4 \times 40\text{万}) = 3,561,585$
4. 首都ジャカルタ特別区	$6,965,723 - (8 \times 40\text{万}) = 3,765,723$
5. 西ジャワ	$30,145,963 - (24 \times 40\text{万}) = 20,545,963$
6. 中ジャワ	$27,905,130 - (35 \times 40\text{万}) = 13,905,130$
7. ヨクヤカルタ特別区	$3,023,874 - (5 \times 40\text{万}) = 1,023,874$
8. 東ジャワ	$31,744,773 - (37 \times 40\text{万}) = 16,944,773$
9. 西ヌサ・トゥンガラ	$2,985,737 - (6 \times 40\text{万}) = 585,737$
	小計 63,626,419

(c 号の計算)

1. 北スマトラ	$2,191,735 / 63,626,419 \times 111 = 3$ 議員で残人口 52,403,328…③
2. 南スマトラ	$1,101,899 / 63,626,419 \times 111 = 1$ 議員で残人口 58,684,370…①
3. ランプン	$3,561,585 / 63,626,419 \times 111 = 6$ 議員で残人口 13,577,421
4. 首都ジャカルタ特別区	$3,766,723 / 63,626,419 \times 111 = 6$ 議員で残人口 36,236,739…⑤
5. 西ジャワ	$20,545,963 / 63,626,419 \times 111 = 35$ 議員で残人口 53,677,228…②
6. 中ジャワ	$13,905,130 / 63,626,419 \times 111 = 24$ 議員で残人口 16,435,374
7. ヨクヤカルタ特別区	$1,023,874 / 63,626,419 \times 111 = 1$ 議員で残人口 50,023,595…④
8. 東ジャワ	$16,944,773 / 63,626,419 \times 111 = 29$ 議員で残人口

35,703,652

9. 西ヌサ・トゥンガラ	$585,737 / 63,626,419 \times 111 = 1$ 議員で残人口 1,390,388
	小計 106議員

(d 号の計算)

$111 - 106 = 5$ 。c 号計算で残った 5 議席は、上記表中残人口の多い順に①から⑤まで各 1 議席ずつ配分。

従って追加された各州選出 D. P. R. 議員定数は次のとおり。

1. 北スマトラ	$17 + 3 + 1 = 21$
2. 南スマトラ	$10 + 1 + 1 = 12$
3. ランブン	$4 + 6 + 0 = 10$
4. 首都ジャカルタ特別区	$8 + 6 + 1 = 15$
5. 西ジャワ	$24 + 35 + 1 = 60$
6. 中ジャワ	$35 + 24 + 0 = 59$
7. ヨクヤカルタ特別区	$5 + 1 + 1 = 7$
8. 東ジャワ	$37 + 29 + 0 = 66$
9. 西ヌサ・トゥンガラ	$6 + 1 + 0 = 7$

7) D. P. R. D. I 議員について。

定数は本法第17条第3項で45名ないし100名、ただし同条第3a項で首都ジャカルタ特別区の定数は60名以上とし、同条第4項で議員定数の5分の1を任命 A. B. R. I. ゴルカル議員の定数と定めた。政令は第13条第1項で、少なくとも人口20万人で1議員を選出可能と定めた。

さらに政令は、同条第2項で首都ジャカルタ特別区の D. P. R. D. I 議員定数を60名以上と確認し、同条同項の政令逐条解説はその特別措置を次の3点に留意したためと指摘した。ジャカルタは 1) 国の首都と第I級地方自治体の首都との二重機能を同時に果し、2) 手狭な職場と人口過密が迅速にして適切な解決を要し、3) 第II級地方自治体に分割されていないが、

D. P. R. D. II を持たない 5 区 (wilayah kota) に分割されているため、とした。その上で、首都ジャカルタの D. P. R. D. I 議員定数は60名以上で、人口20万人で 1 議員ずつ増やすが100名以内であると付言している。

また、政令は第13条の第 3 項と第 4 項で、選出総選挙参加組織 D. P. R. D. I 議員定数は D. P. R. D. I 議員定数の 5 分の 4，任命 A. B. R. I. ゴルカル議員定数は 5 分の 1 と再確認している。

8) D. P. R. D. II 議員について。

定数は本法第24条第 3 項で20名ないし45名、同条第 4 項でその 5 分の 1 は任命 A. B. R. I. ゴルカル議員と定めた。政令は第16条第 1 項で、少なくとも人口10万人で 1 議員選出としたが、選出 5 分の 4，任命 5 分の 1 の計算は、第16条第 2 項の逐条解説で、2 分の 1 以上は切り上げて、2 分の 1 未満を切り捨てるとした。

9) 文人国家公務員議員について。

政令第41条第 1 項は、「文人国家公務員は、M.P.R./D.P.R./D.P.R.D. I /D. P. R. D. II 各議員になるためには、大臣もしくは責任者の承認を得なければならない。」と定め、さらに逐条解説で「責任者」とは次のとおりとした。

- a. 文人中央官庁国家公務員の場合は、当該大臣。
- b. 地方自治体公務員の場合は、それぞれ州知事／県長／市長。
- c. 国家機関／研究所の職員の場合は、それぞれの長官。

政党およびゴロンガン・カルヤに関する1975年法律第3号の改正に関する
1985年インドネシア共和国法律第3号

唯一至高神の恩寵により、
インドネシア共和国大統領は、

政党およびゴロンガン・カルヤの役割が国家建設の基本財として民族および国家生活の中で特に重要であると定めた、国策大綱に関する1983年国民協議会決定第Ⅱ号を施行する目的と、事態の推移に留意して、政党およびゴロンガン・カルヤに関する1975年法律第3号の若干の規定の改正が必要あることを考慮し、

1. 1945年憲法第5条第1項、第20条第1項、および第28条、
2. 政党およびゴロンガン・カルヤに関する1975年法律第3号（1975年官報第32号、同年補足官報第3062号）に鑑み、

インドネシア共和国国民議会の同意を得て、

政党およびゴロンガン・カルヤに関する1975年法律第3号の改正に関する法律を制定する、

と決定する。

第I章 総則

第1条

- (1) この法律における政党およびゴロンガン・カルヤは、インドネシアにおける政治生活の革新と簡素化の結果形成された社会政治勢力組織をいう。すなわち、

a. この法律が施行されている間、次の名称を有する 2 政党。

1. 開発統一党 (P. P. P.)。

2. インドネシア民主党 (P. D. I.)。

b. この法律が施行されている間、ゴロンガン・カルヤの名称を有する一つのゴロンガン・カルヤ。

(2) 願望の類似性を基盤にして、インドネシア共和国国民の社会を構成する人々によって形成された組織としての政党およびゴロンガン・カルヤは、この法律に則って同一かつ同等の地位、機能、権利および義務を有し、その主権は構成員の掌中に存する。

(3) 本条第 1 項の政党およびゴロンガン・カルヤは、この法律の諸規定を忠実に履行する義務がある。

第Ⅱ章 総領、目的および政綱

第 2 条

(1) 政党およびゴロンガン・カルヤは、単一綱領としてのパンチャシラを綱領とする。

(2) 第 1 項の綱領は、社会、民族および国家生活における綱領をいう。

第 3 条

政党およびゴロンガン・カルヤの目的は次のとおり。

a. 1945年憲法の民族の理想を目標とする。

b. 統一国家インドネシア共和国に、パンチャシラおよび1945年憲法に基づく、精神的かつ物質的にも公正にして繁栄する社会の創造。

c. パンチャシラ民主主義生活の発展。

第 3 a 条

政党およびゴロンガン・カルヤは、家族協議、および相互扶助の精神／魂

の諸政綱を通じて第3条の目的達成に奮闘する。

第4条

政党およびゴロンガン・カルヤはそれぞれの定款に、この法律の第2条および第3条の綱領および目的を掲載しなければならない。

第Ⅲ章 機能、権利および義務

第5条

政党およびゴロンガン・カルヤは次の機能を持つ。

- a. パンチャシラ民主主義機関の一つとして、社会の意見と要望を健全に導入し、かつ国民の政治的諸権利を目標とする。
- b. 構成員を、パンチャシラ道徳をわきまえ、1945年憲法に忠実なインドネシア共和国国民になり、かつ国民の政治意識を育てる一つの受け皿として育成する。

第6条

政党およびゴロンガン・カルヤは次の権利を有する。

- a. 統一国家インドネシア共和国の独立を維持し、充填する。
- b. 総選挙に参加する。

第7条

政党およびゴロンガン・カルヤは次の義務を持つ。

- a. パンチャシラと1945年憲法を実施し、実践し、かつ擁護する。
- b. 統一国家インドネシア共和国の独立を維持し、充填する。
- c. 国策大綱ならびにその他の国民協議会決定を擁護し、実施する。
- d. 民族の統一と統合を擁護し、すべての分野で民族開発が行われて成果をもたらす絶対条件としての、秩序があり、かつ活動的な国家の安定を

擁護する。

e . 相互尊重と、恒久世界平和の達成を目指す協力に基づいて、インドネシア共和国と他の国々との友好関係を擁護する。

f . 総選挙の施行を成功させる。

第Ⅳ章 構成員と執行部

第 8 条

(1) 政党およびゴロンガン・カルヤの構成員になれる者は、当該の政党もしくはゴロンガン・カルヤの執行部による調査／選考を了えて、とりわけ次の条件を満たしたインドネシア国民である。

a . 満17歳以上であるか、もしくは既婚／結婚経験者。

b . 読み書きができる者。

c . 政党およびゴロンガン・カルヤが定める規定に従った活動への積極的な参加者。

(2) a . 文民国家公務員 (Pegawai Negeri Sipil) は、職場の責任者に了知して政党およびゴロンガン・カルヤの構成員になることができる。

b . 特定の役職にいる文民国家公務員は、職場の責任者から書面の許可を得た場合を除いて、政党およびゴロンガン・カルヤの構成員になることができない¹⁾。

第 9 条

政党およびゴロンガン・カルヤは、構成員を登録し、構成員名簿を保管する。

第10条

(1) 政党およびゴロンガン・カルヤは、次の場所に執行部を持つ。

a . 全国向けにインドネシア共和国首都。

- b. 第Ⅰ級地方自治体向けに州都。
 - c. 第Ⅱ級地方自治体向けに県都／市。郡と村には、第Ⅱ級地方自治体執行部の業務を扱う1名の委員(Komisaris)がいるか／任命できる。委員は若干名の補佐者の支援を得る²⁾。
- (2) 大ジャカルタ首都特別区の周辺の行政指定区(Daerah Administratif)やその他の地域の執行部は、本条第1項の第Ⅱ級地方自治体執行部と同格とする。

第V章 財務

第11条

政党およびゴロンガン・カルヤの財源は次のとおり。

- a. 構成員費。
- b. 制約のない献金。
- c. その他の合法的な事業。
- d. 国家／政府からの補助金。

第VI章 禁止行為と監督

第12条

政党およびゴロンガン・カルヤは次の行為を禁じられる。

- a. いかなる形態や目的ででも、共産主義／マルクス主義・レーニン主義の理念もしくは教義、ならびにパンチャシラと1945年憲法に反するその他の理念もしくは教義を、信奉し、展開させ、普及すること³⁾。
- b. 外国援助の受理。
- c. 民族と国家の利益を損なう対外援助。

第13条

- (1) 大統領／国民協議会権限受託者は、すべての現行法律の現行規定を損なうことなく、第4条、第7条a号、および第12条について監督する。
- (2) 大統領／国民協議会権限受託者は、第4条、第7条a号、および第12条の施行を監督するために、政党およびゴロンガン・カルヤの中央執行部に對して説明を要請しうる。

第14条

- (1) 大統領／国民協議会権限受託者は、明らかに第4条、第7条a号、および第12条の違反行為を行った政党およびゴロンガン・カルヤの中央執行部を、職權で凍結することができる。
- (2) 本条第1項の凍結は、当該中央執行部から事情聴取し、最高裁判所の評議を聴取した後で行う。

第VII章 経過規定

第15条

政党およびゴロンガン・カルヤは、遅くともこの法律の施行日から1年以内に、この法律の諸規定に、変更も含めて適応し終らなければならない。

第VIII章 最終規定

第16条

この法律の施行は、政令でこれを定める。

第17条

- (1) この法律が施行された時、次の法律はその効力を失う。

a. 政党の条件と簡素化に関する1959年大統領決定・法律第7号（1959

年インドネシア共和国官報第149号)。

b. 政党的認可, 監督, および解散に関する1960年大統領規則・法律第13号(1960年インドネシア共和国官報第79号)。

c. 1960年大統領規則第13号の改正に関する, 大統領規則・法律第25号(1960年インドネシア共和国官報第139号)。

(2) この法律に反する法律条項のすべての規定は, 改正／削除する。

第18条

この法律は公布日から施行する。

一般に周知させるため, この法律をインドネシア共和国官報に掲載して公布することを命ずる。

ジャカルタで認証

1985年2月19日

インドネシア共和国大統領

署名

スハルト

ジャカルタで公布

1985年2月19日

インドネシア共和国

國務大臣／官房長官

署名

スダルモノ 法学士

1985年インドネシア共和国官報第12号

訳注

- 1) 政党およびゴロンガン・カルヤに関する1975年法律第3号についての解説（1975年補足官報第3062号）は、その逐条解説で「特定の役職」を次のとおりとした。
 1. 各省では、局長（Kepala Direktorat）以上。
 2. 地方自治体では、
 - a. 州知事／第Ⅰ級地方自治体首長、ならびに第Ⅰ級地方自治体の官房長と部局長（Kepala Dinas）。
 - b. 第Ⅱ級地方自治体首長たる県長／市長、ならびに第Ⅱ級地方自治体の官房長と部局長。
 - c. 郡長および村長
 3. 各省公務員では1級職以上、地方公務員では2級職以上の役職。
 4. 最高裁判所の長官、副長官、判事、検事総長、検事長、会計検査院の長官、副長官、検査官、ならびに判事、検事、中央銀行総裁、および政令で定めるその他の役職。
- 2) 補佐者の数を、1975年法律第3号の逐条解説は、郡では5名以下、村では4名以下と述べており、1985年法律第3号で改正された「政党とゴロンガン・カルヤに関する1975年法律第3号」の施行に関する1986年インドネシア共和国政令第19号（1986年4月14日制定、官報第25号）は、第12条第2項でそのように定めた。
- 3) 1975年法律第3号の逐条解説は、「パンチャシラと1945年憲法に反する他の理念もしくは教義」を例示して、いかなる形態の無神論、帝国主義、植民地主義とし、b項とc項の「援助」には、例えば招待旅行などの便宜供与や、例えば祝詞、宣言などの非物質的援助は含まれないとした。

国民投票に関する1985年インドネシア共和国法律第5号

唯一至高神の恩寵により，
インドネシア共和国大統領は，

1945年憲法擁護を決意する国民協議会が，国民協議会議会規則に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第I号，および国民投票に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第N号で明らかにしたように，憲法改正を望みもしないし，行おうともしないので，国民投票を規制する法律が必要であることを考慮し，

1. 1945年憲法第5条第1項，および第20条第1項，
2. 国民投票に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第N号に鑑み，

インドネシア共和国国民議会の同意を得て，

国民投票に関する法律を制定する，

と決定する。

第I章 総則

第1条

- この法律においては，
- a. 国民投票は，国民協議会の1945年憲法改正の要請に対して，賛成もしくは反対か国民の意志を直接求める活動である。
 - b. 国民の意志は，国民意志策定者(Pemberi Pendapat Rakyat)が表明する。

c. 国民意志策定者は、この法律で規定する条件を満たしているインドネシア共和国国民である。

第2条

国民投票は、国民協議会が1983年インドネシア共和国国民協議会決定第N号の1945年憲法改正を要請した時に行われる。

第3条

- (1) 国民投票は、直接、普通、自由、および秘密の国民意志投票を行って施行する。
- (2) 国民意志投票は、国民意志票を用いて行う。

第4条

この法律で定める条件を満たすすべてのインドネシア共和国国民は、国民意志を策定する権利を有する¹⁾。

第Ⅱ章 国民投票区、国民投票管理／施行と管理／施行組織

第5条

- (1) 国民投票区はインドネシア共和国国家の領域である。
- (2) インドネシア共和国在外公館の場所／建物も、国民投票区に含む。

第6条

国民投票は、この法律で定める国民意志策定者登録の開始から起算して、大統領に対する国民投票結果届出までの、長くとも1年以内管理する。

第7条

国民意志投票は、インドネシア共和国国家の全領域で、1日間で一斉に行

う。

第8条

- (1) 国民投票の施行は大統領が指導する。
- (2) 大統領は、国民投票を施行するため、内務大臣が指導する機関もしくは庁 (lembaga) を指命もしくは設置する。

第9条

- (1) 国民投票を施行するため、州、県／市、郡、村／村落、およびインドネシア共和国在外公館の各段階に、国民投票施行委員会を設ける。
- (2) 州知事、県長／市長、郡長、村長／村の長、およびインドネシア共和国在外公館長はそれぞれの職権上、第1項の国民投票施行委員会それぞれの委員長になる。
- (3) 国民投票施行委員会は政府代表で組織する。
- (4) 国民投票施行委員会に、国民投票監督委員会を設ける。
- (5) 国民投票施行委員会、および国民投票監督委員会の構成、目的、機能、規則、およびその他の事項については、政令で細則を定める²⁾。

第Ⅲ章 国民意志策定権と国民意志策定者登録

第10条

国民意志策定者登録時に、満17歳以上か、もしくは既婚／結婚経験者であるすべてのインドネシア共和国国民は、国民意志策定権を有する国民意志策定者である。

第11条

- (1) 国民意志策定者は、国民意志策定権を行使するに際して、国民意志策定者名簿に登録されていなければならない。

(2) 国民意志策定者名簿に登録されるためには、次の条件を満たさなければならない。

a. 禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、および9月30日運動／P. K. I.、またはその他の禁止された組織に直接間接に加担した者ではないこと。

b. 精神もしくは記憶力に明らかに障害がないこと。

c. 法の権限を有する裁判所の判決に基づき、選挙権を剥奪されている者ではないこと。

(3) 国民意志策定者名簿に登録された後、第2項の条件をもはや満たしていないことが判明した国民意志策定者は、国民意志策定権を行使できない。

(4) 禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、および9月30日運動／P. K. I.、またはその他の禁止された組織に直接間接に加担した者は、政府が政令で定めてその国民意志策定権の行使に配慮した場合を除いて、国民意志策定者名簿に登録されることはない。

第12条

(1) 国民意志策定者は、村／村落段階の国民投票施行委員会によって登録される。

(2) 国民意志策定者名簿は各村／村落毎に作成し、当該村／村落に居住する国民意志策定者の氏名を記載する。

(3) 外国に居住する国民意志策定者は、インドネシア共和国公館所在地の国民意志策定者名簿に登録される。

(4) 国民意志策定者は、本人が居住する村／村落の国民意志策定者名簿1冊だけに登録され、複数の居住地を持つ国民意志策定者は、国民意志策定者として登録するための確定住所と定める一つを選択しなければならない。

(5) 国民意志策定者名簿の登録および作成方法は、政令でこれを定める。

第Ⅳ章 国民投票説明

第13条

- (1) 国民意志投票を行うに先だち、すべての国民は国民投票管理について充分な説明を受ける。
- (2) 国民投票説明管理についてのすべての事項は、政令でこれを定める。

第V章 国民意志の投票と開票

第14条

- (1) 郡段階で国民投票施行委員会の活動領域となったそれぞれの郡領域を、国民意志投票区とする。
- (2) 国民意志投票区の国民意志投票は、郡段階の国民投票施行委員会が、国民意志投票が容易かつ円滑に行われるよう、国民意志策定者名簿に登録された国民意志策定者の住所に留意して数と場所を定めた、国民意志投票場で行う。
- (3) 外国における国民意志投票は、インドネシア共和国公館の所在地／建物で、国内の国民意志投票に合わせて同日行う。
- (4) 国民意志投票場は、国民意志策定者が国民意志策定権行使するに際して自由かつ秘密が保証されるような形態を整える。
- (5) 第3条第2項の国民意志投票に用いられる国民意志票、その国民意志票の定型、内容、およびその他の事項については、政令でこれを定める。
- (6) 国民意志策定者は、国民意志投票で国民意志票に、国民協議会の1945年憲法改正要請に対して賛成もしくは反対の印を付ける。

第15条

国民意志投票場における国民意志投票の施行は、立会人が監視する。

第16条

- (1) 国民意志投票終了後，速やかに国民意志投票場で国民意志を開票する。
- (2) 国民意志策定者は，国民意志開票が行われるのを観察するために立ち会うことができる。
- (3) 第1項の国民意志開票結果は，それぞれが活動領域とする各段階での国民投票施行委員会による国民意志開票のすべての結果が出た後で，国民投票施行委員会の階梯を経由して第8条第2項の機関もしくは庁に提出する。
- (4) 第3項の国民意志開票結果は，州，県／市，およびインドネシア共和国在外公館の各段階で国民投票施行委員会の活動領域に従って仕分けされた国民投票区，そのすべてを合計する。
- (5) 国民意志の投票と開票についてのその他の事項の手続きは，法令でこれを定める。

第VII章 国民投票結果の決定と国民協議会への報告

第17条

- (1) 第16条第4項の国民意志開票結果を，国民投票結果と決定する。
- (2) 第1項の国民投票結果は，第8条第2項の機関もしくは庁の長たる内務大臣が，国民投票施行委員長たる大統領に提出する。
- (3) 国民投票結果の決定方法は，政令でこれを定める。

第18条

第17条の国民投票結果が次の結果を示した場合には，国民が国民協議会の1945年憲法改正要請に賛意を表明したものとする。

- a. 登録され，国民意志策定権を行使したすべての国民意志策定者の少なくとも90%以上で，
- b. 当該権利を行使した国民意志策定者の少なくとも90%以上が，国民協

議会の1945年憲法改正要請に賛意を表明した場合。

第19条

大統領は、第17条および第18条の国民投票結果を国民協議会に報告する³⁾。

第VII章 罰則

第20条

- (1) 何人も、故意に本人もしくは第三者にかかる国民意志策定者名簿の必要記載事項について不正申告をした者は、1年以下の懲役刑に処する。
- (2) 何人も、偽造ではない正式文書として本人もしくは第三者が使用する目的で、この法律の規定により国民投票の管理行為を行うための文書を模造もしくは偽造した者は、5年以下の懲役刑に処する。
- (3) 何人も、故意に第2項の文書が正式でないこと、もしくは偽造であることを知りながら、偽造ではない正式文書としてそれを使用、もしくは他人に使用するよう命じた者は、5年以下の懲役刑に処する。
- (4) 何人も、この法律による国民投票管理時に、国民意志策定権の行使を不可能にしたり、特定の仕方でその権利を行使させるために、贈物もしくは何らか約束して贈賄した者は、3年以下の懲役刑に処する。当該刑は、贈物もしくは特定行為の約束で収賄した国民意志策定者にも適用する。
- (5) 何人も、この法律による国民投票管理時に、国民意志策定者の国民意志を無効にさせる謀略行為を行った者は、3年以下の懲役刑に処する。
- (6) 何人も、故意に自己を他人と偽りこの法律による国民意志策定権を行使した者は、5年以下の懲役刑に処する。
- (7) 何人も、この法律に定めるところを超えて国民意志策定権を行使した者は、5年以下の懲役刑に処する。
- (8) 何人も、故意にこの法律による国民投票の管理を混乱させ、阻害し、妨害した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(9) 何人も、この法律による国民意志投票施行時に、権利を自由、秘密かつ妨害されることなく行使しようとする者を、強制もしくは脅迫して故意に阻害した者は、5年以下の懲役刑に処する。

(10) 何人も、この法律による国民投票管理時に、故意に既に行われた国民意志投票を廃棄したり、国民意志投票結果が正しく表明されるべきものと異なるようしむける謀略行為を行った者は、5年以下の懲役刑に処する。

(11) 第2項および第3項の行為に対する刑を執行するに際して、その犯罪に使用された書類、およびその書類の模造もしくは偽造に使用された物品は、没収し、処分する。また、それらの書類もしくは物品が犯罪者の所有物でない場合においても同様である。

第21条

(1) 仕事の都合で投票できない旨を説明せずに、労働者に国民意志策定権行使の機会を与えたかった使用者は、3カ月以下の禁錮刑に処する。

(2) 義務を怠った国民投票の管理者は、3カ月以下の禁錮刑、もしくは1万5000ルピア以下の罰金刑に処する。

第22条

(1) 第20条の刑事犯は犯罪とする。

(2) 第21条の刑事犯は違反とする。

第Ⅷ章 雜則

第23条

国民投票区内の一定地区を調査し、点検した後で、国民意志投票に国民意志を開票できない結果をもたらす過失、誤り、その他が判明した場合には、当該州、県／市各段階の国民投票施行委員会は、第6条の期限規定に鑑み、同地の政府機関の支援を得て当該地区またはインドネシア共和国在外公館で、

国民意志追投票を行うことができる。

第24条

国民投票区内の一定地区で、止むを得ない状況によって国民投票を施行できないか、もしくは施行を中断した場合には、状況が可能となり次第、第6条の期限規定に鑑み、速やかに当該地区で追国民投票もしくは再国民投票を実施する。

第Ⅹ章 最終規定

第25条

この法律の施行は、政令でこれを定める。

第26条

この法律は公布日から施行する。

一般に周知させるため、この法律をインドネシア共和国官報に掲載して公布することを命ずる。

ジャカルタで認証

1985年3月18日

インドネシア共和国大統領

署名

スハルト

ジャカルタで公布

1985年3月18日

インドネシア共和国

国務大臣／官房長官

署名

スダルモノ， 法学士

1985年インドネシア共和国官報第29号

国民投票に関する1985年インドネシア共和国法律第5号についての解説
(補足官報第3288号) の逐条解説に基づく訳注。

- 1) 「インドネシア共和国国民」には、 A. B. R. I. 構成員も含む。
- 2) 州および県／市段階の国民投票施行委員会の基本的な機能と目的は、指導と監督であるが、村段階の国民投票施行委員会の基本的な機能と目的は、郡段階のそれの補佐、特に国民意志策定者名簿作成時における補佐である。
また、国民投票監督委員会は、州、県／市と郡段階にのみ設ける。
- 3) 大統領の報告は、そのために特別に召集される M. P. R. 特別総会に提出する。

大衆団体に関する1985年インドネシア共和国法律第8号

唯一至高神の恩寵により、
インドネシア共和国大統領は、

- a. 真の国家開発は、完璧なインドネシア人の開発、すべてのインドネシア社会の開発であり、統一もしくは組織するためのインドネシア共和国国民の独立、1945年憲法が保証するそれぞれの宗教を信ずるための独立であること、
 - b. a号の国家開発には、インドネシア社会全階層の積極的な参加を持続的に高めてゆく努力が、パンチャシラと1945年憲法に基づく国家生活の認識を確立する努力とともに必要であること、
 - c. インドネシア共和国国民社会構成員の思考と意見を導入することの表明としての大衆団体が、1945年憲法に基づき民族の団結と統一の確立を保証するパンチャシラ社会を実現する過程で、全社会階層の積極的な参加を高めるために非常に重要な役割を担い、パンチャシラの実践としての国家開発の成功を保証し、国家目標の達成を完全に保証すること、
 - d. c号の大衆団体の役割の重要性に鑑み、またパンチャシラの永続性を保証するに際して、社会、民族、国家生活においてパンチャシラの認識と経験を確立するために努力するという同じ目的からしても、大衆団体がパンチャシラを唯一の原則とすることが必要であること、
 - e. 上述した事項に関連して、国家開発における大衆団体の役割を高めるために、法律で規定を定める必要があると考えられることを考慮し、
1. 1945年憲法第5条第1項、第20条第1項、および第28条、
 2. 国策大綱に関する1983年インドネシア共和国国民協議会決定第Ⅱ号に鑑み、

インドネシア共和国国民議会の同意を得て、

大衆団体に関する法律を制定する、

と決定する。

第Ⅰ章 総則

第1条

この法律で大衆団体とは、 インドネシア共和国国民社会の構成員が、 パンチャシラに基づくインドネシア共和国統一国家の受け皿で国家目標を達成する開発に従事して役立つために、 活動、 職業、 機能、 宗教および唯一至高神への信仰の平等を基盤にして自発的に結成する団体である¹⁾。

第Ⅱ章 原則と目的

第2条

- (1) 大衆団体は、 パンチャシラを唯一原則とする²⁾。
- (2) 第1項の原則は、 社会、 民族、 国家生活における原則である。

第3条

大衆団体は、 インドネシア共和国統一国家の受け皿で1945年憲法前文に書かれた国家目標の達成にその特性が適合する、 それぞれの目的を定める。

第4条

大衆団体は第2条の原則を掲げ、 第3条の目的を定款に記載しなければならない。

第Ⅲ章 機能、権利と義務

第5条

大衆団体は次の機能を果す。

- a. 構成員の利益に適合する活動を導入する受け皿。
- b. 団体目的の実現に努力する構成員を育成し、発展させる受け皿。
- c. 国家開発を成功させる努力に役立つ受け皿。
- d. 構成員の期待を導入して表明すること、ならびに構成員間、および／もしくは大衆団体間、大衆団体と社会政治勢力組織、国民協議／代議機関、および政府との間の相互社会コミュニケーションの表明として。

第6条

大衆団体は次の権利を有する。

- a. 団体目的達成のために活動する。
- b. 団体目的に適合した生存権を擁護する。

第7条

大衆団体は次の義務を持つ。

- a. 定款と規約を持つ。
- b. パンチャシラと1945年憲法を認識し、実践し、擁護する。
- c. 民族の団結と統一を維持する。

第8条

大衆団体はその機能をより役立たせるために、同種の育成と発展の一つの受け皿に統合する³⁾。

第Ⅳ章 構成員と執行部

第9条

インドネシア共和国の国民は、大衆団体の構成員となることができる⁴⁾。

第10条

大衆団体の執行部もしくは中央執行部の所在地は、定款でこれを定める。

第Ⅴ章 財務

第11条

大衆団体の財源は次のとおり。

- a. 構成員費。
- b. 制約のない献金⁵⁾。
- c. その他の公認事業。

第Ⅵ章 育成

第12条

- (1) 政府は大衆団体を育成する⁶⁾。
- (2) 第1項の育成の実施については、政令でこれを定める。

第Ⅶ章 凍結と解散

第13条

政府は⁷⁾、大衆団体が次の行為を行った場合に、大衆団体の執行部もしくは中央執行部を凍結することができる⁸⁾。】

- a. 治安と一般的秩序の阻害活動⁹⁾。
- b. 政府の承認がない外国援助の受理¹⁰⁾。
- c. 民族と国家の利益を損なう対外援助の供与¹¹⁾。

第14条

執行部を凍結された大衆団体が未だに第13条の活動を続いている場合には、政府は当該団体を解散させることができる¹²⁾。

第15条

政府は、第2条、第3条、第4条、第7条、および／もしくは第18条の規定を満たさない大衆団体を解散させることができる¹³⁾。

第16条

政府は、いかなる形態や目的ででも、共産主義／マルクス主義・レーニン主義の理念もしくは教義、ならびにパンチャシラと1945年憲法に反するその他の理念もしくは教義を、信奉し、展開させ、普及する大衆団体を解散させる¹⁴⁾。

第17条

第13条、第14条、第15条、および第16条の大衆団体の凍結および解散手続きは、政令でこれを定める。

第Ⅷ章 経過規定

第18条

この法律の施行にともない、既存の大衆団体はこの法律の規定に適合させる機会が与えられ、遅くともこの法律の施行日から2年間で適合し終らなければならぬ¹⁵⁾。

第K章 最終規定

第19条

この法律の施行は、政令でこれを定める。

第20条

この法律は公布日から施行する。

一般に周知させるため、この法律をインドネシア共和国官報に掲載して公布することを命ずる。

ジャカルタで認証

1985年6月17日

インドネシア共和国大統領

署名

スハルト

ジャカルタで公布

1985年6月17日

インドネシア共和国

国務大臣／官房長官

署名

スダルモノ、法学士

1985年インドネシア共和国官報第44号

(補足官報第3298号), 大衆団体に関する1985年法律第8号の施行に関する1986年インドネシア共和国政令第18号(1986年4月4日制定, 官報第24号), および同政令解説(補足官報第3331号)に基づく訳注。

- 1) 本条の大衆団体の定義に関する解説は「…ボイスカウト連盟(Pramuka), インドネシア共和国官僚団(Korpri)等の政府が結成した団体もしくは協会, その他経済界の協同組合, 株式会社等の団体もしくは協会等は, 本条の大衆団体に含めず。」とした。

政令解説でも, 大衆団体の定義を本法第1条とする政令第1条第2項の逐条解説で, 「暫定的な活動や目的を持つ血縁的な協会や, 無尽のようなるやかな構成員を持つ協会などは大衆団体に含めず。」とした。

さらに, 大衆団体の結成に関する政令は, 第2条の第2項と第3項で, 大衆団体の創設は, 2ヶ月以内に執行部が定款／規約と執行部構成を添えて当該政府に文書で通知することを義務づけている。

- 2) 大衆団体のパンチャシラ唯一原則化について, 同法解説は一般解説のところで次のように述べている。

……大衆団体がパンチャシラを唯一原則と定めることは, パンチャシラが宗教にとって替ることを決して意味しないし, 宗教がパンチャシラ化されることでもなかろう。両者間に価値の背反はなく, 宗教の同一性に基づいて結成された大衆団体は, それぞれの綱領にその特性に適した目的と公約を定め, 発展を深め, 拡張すればする程, 唯一にして至高なる神に対する宗教と信仰の生活は, 個人生活や大衆社会生活ともども, 必ずや達成されるに相違ない。

- 3) 本法逐条解説は, 「同種の育成と発展の一つの受け皿」とは大衆団体結成基盤の各種に一つの団体の意であるとして, 青年団体はインドネシア青年全国委員会(K.N.P.I.), 農民団体はインドネシア農民親善協会(H.K.

T. I.) を例示している。

さらに、政令第14条の逐条解説は統合の形態を解説し、インドネシア婦人会議（KOWANI）も追加例示したうえで、統合の意図に触れて、当該団体の独立性を損なうことなく政府の指導、助成、促進を容易にするためであると明記している。

- 4) 政令第9条第2項は、大衆団体は独立した団体であって、大衆団体が社会政治勢力組織の構成団体になることもできないし、またそれからの献金も受けられない旨を定めている。
- 5) 「制約のない献金」に、政令第12条第1項b号は国内のみならず外国からの献金も含めているが、同条第2項で、外国からの財政援助は中央政府の承認を得なければならないとした。さらに同政令逐条解説で、「中央政府の承認」とは、内務大臣、もしくは内務大臣の審議を聴取した後の大蔵／省でないその他の機関の長の承認をいうとした。
- 6) 本法逐条解説で大衆団体の「育成」とは、大衆団体を本法の精神と魂に則した健全にして独立した発展方向に指導し、助成し、促進させることであるとした。

それをうけた政令は、第1条の第5項と第6条で、育成を政治指導である一般育成と、特定大衆団体の特性と関連する技術育成に分け、第13条第1項で両者を通じた指導、助成促進の形での政府の育成実施を定めた。同条第2項で指導とは、受け皿、勧告、指針、命令、忠告、教育や実習を与えること、調査することなど、第3項で助成とは、保護を与えるなど、第4項で促進とは、積極的な創造性と活動性を刺激し、表彰し、自立発展の機会を与えることなどと解説した。
- 7) 本法逐条解説では、第13条、第14条および第15条の規定に見出せる「政

府」とは、中央政府と第Ⅰ級・第Ⅱ級地方自治体の各政府をいい、中央政府は全国規模の大衆団体を対象とし、以下の各政府はそれぞれ州規模、県／市規模のそれを対象とする。

- 8) 本法第17条に基づき、大衆団体の凍結手続きを政令で以下のとおり定めた。

第22条

- (1) 政府は凍結行為実施に先立ち、当該大衆団体の執行部、つまり地方執行部もしくは中央執行部に対して、10日間の間隔を空けて少なくとも2回以上の書面による警告書を発する。
- (2) 第1項の警告書が受領後1カ月を経過しても関心が払われない場合には、政府は事情聴取のため当該執行部、つまり規模に則した地方執行部もしくは中央執行部を召喚する。
- (3) 第2項の召喚に応じない場合か、もしくは事情聴取後なおかつ当該大衆団体が第18条（治安と一般的秩序の阻害活動、政府の承認がない外国援助の受理、民族と国家の利益を損なう对外援助の受理）、第19条（治安と一般的秩序阻害活動の内容…次の訳注9に示す）、第20条（中央政府の承認を要する外国からの援助…訳注10に示す）、および第21条（民族と国家の利益を損なう对外援助供与…訳注11に示す）の行為を継続していることが明白な場合には、政府は当該大衆団体の執行部、つまり地方執行部もしくは中央執行部を凍結する。
- (4) 第3項の凍結行為実施に先立ち、
 - a. 全国規模の大衆団体に対しては、中央政府が最高裁判所の審議と見解を要請する。
 - b. 州もしくは県／市規模の大衆団体に対しては、知事もしくは県長／市長が地域当局者の審議と見解を要請し、現行法の規定に注意する内務大臣の指示を要請する。
- (5) 略。

第23条

- (1) 凍結行為は、第18条、第19条、第20条および第21条の行為が行われた場合には、知事もしくは県長／市長も、当該領域の全国規模の大衆団体の地方執行部に対して実施することができる。
- (2) 第1項の凍結は、第22条に定めた手続きに従って実施する。
- (3) 第1項の凍結行為に先立って、知事もしくは県長／市長は、内務大臣の審議と指示を要請する。
- (4) 内務大臣は審議と指示を与えるに先立って、当該大衆団体中央執行部の事情を聴取する。

なお、政令は大衆団体の凍結解除の途も次のとおり定めている。

第24条

- (1) 政府は、凍結された大衆団体が3ヵ月以内に次の条件を満たした場合には、当該大衆団体の執行部、つまり地方執行部もしくは中央執行部の凍結を解除するために再審議することができる。
 - a. 凍結をもたらした活動がもはや明らかに行われていない。
 - b. 誤ちを認め、更なる違反を重ねない旨の誓約。
 - c. 誤ちを犯した執行部、つまり地方執行部もしくは中央執行部の交替。
- (2)と(3) 略。
- 9) 政令第19条は、「治安と一般的秩序の阻害活動」を次のとおり定義した。
 - a. 種族、宗教、人種、集団間の敵対関係の噂を広める。
 - b. 民族の団結と統一を分裂させる。
 - c. 政府の権威を蚕食し／もしくは不信感をもたらす。
 - d. 開発計画の施行を阻む。
 - e. 政治的安定や治安を混乱させるその他の活動。
- 10) 政令第20条は、中央政府の承認を要する外国からの援助は次の援助を含むとした。

- a. 財政。
 - b. 機材。
 - c. 役務。
 - d. 便宜。
- 11) 政令第21条は、民族と国家の利益を損なう对外援助は次の援助を含むとした。
- a. インドネシア国家と他国間の関係を破壊しうる援助。
 - b. 国家の安寧に脅迫、挑戦、阻害、妨害をもたらしうる援助。
 - c. 社会的安定を阻害しうる援助。
 - d. 外交を損ないうる援助。
- 12) 政令は第25条で同趣旨の規定。
- 13) 政令は本法第17条に基づいて、大衆団体の解散手続きを第26条に定めたが、本条の規定に見合う第26条第1項の規定のなかで、本法第18条の規定、すなわち、既存大衆団体が本法施行にともなう適合を遅くとも1987年6月17日（政令第28条第1項）迄に終らせなかった場合の扱いを、本条规定にも拘わらず解散の対象から除外した。
- 政令第26条第2項以下で定める解散手続きは次のとおり。
- (2) 政府は解散行為実施に先立って、当該大衆団体に対して、大衆団体法第2条、第3条、第4条および第7条の規定に即刻適合させるため書面による注意書を発する。
- (3) 注意書受領後3ヵ月を経過して、未だ当該大衆団体が第2項の規定を満たさない場合には、政府は当該大衆団体を解散させることができる。
- (4) 第3項の解散行為実施に先立って、
- a. 全国規模の大衆団体に対しては、中央政府が最高裁判所の審議と見解を要請する。

b. 州もしくは県／市規模の大衆団体に対しては、知事もしくは県長／市長が地域当局者の審議と見解を要請し、あわせて現行法の規定に注意する内務大臣の指示も要請する。

(5) 略。

14) 政令は、本条と同趣旨の規定を第27条第1項に定めているが、同条第2項で次のとおり条件をつけた。

(2) 解散は、責任当局者の見解と審議に充分に注意させて実施する。

15) 訳注13参照。

參考資料 2 華人問題関連資料

華人問題解決政策立案委員会中間報告

華人問題解決基本政策に関する内閣幹部会指令

華人問題解決政策立案委員会中間報告

委員会は2週間を費やして一般問題に対する総合的な合意を達成した。ただし、技術的ないし法的な側面では、若干のケースで将来の法律と規定の施行が各省各局間で同時施行されねばならぬのでさらなる調査が必要とされる。

1. 達成された合意

1.1. 華人問題に関するインドネシア社会の政治的、経済的、社会・文化的発展過程を歴史的背景として、外国籍人に限らずインドネシア国籍人に対しても、インドネシア社会と政府に対決と渉巡の態度が醸成された。

1.2. 華人問題を解決すべく努めるなかで、政府は単に問題の一局面か、直接関連する法的対応だけに留まりがちであったので、問題の全侧面や重要かつ間接的な要因に充分配慮することができなかった。また、たとえ政府の努力が充分全面的に施行されたとしても、通常最終的な問題解決まで継続されることはない。

したがって、現在に至るまで常に未解決の局面を残してきた。それらの局面は華人問題に残存する否定的な要素から平穏な状況下で復活する機会を得て、短時日の間にこれまでに行なわれたすべての努力を水泡に帰してしまうことができよう。

1.3. 未だ華人問題を扱う一般概念や専門研究所ないしは調整機関が設けられていないので、華人問題を取り組むに際して国民生活の概念的基盤であるパンチャシラ、1945年憲法と暫定国民協議会の諸決定が、組織的かつ持続的に方向づけられ、誘導された例がないことは明白である。

1.4. 現在では、一般的な華人問題の基本問題が見出された。今後とも同問題解決の方法を、誰が、誰によってなどを見出すことが必要である。

そのためには、調査と開発のための華人問題専門研究所と、華人問題に関する全政策を実施しうる内閣幹部会レベルの、華人問題を調整、協調、解決する調整機関の設置が必要である。

1.5. 華人問題に直面して、インドネシア国民と政府は、同問題と対決す

る姿勢を持さなければならない。

1.6. 約350万のインドネシア在住華人は、残らず排除したり追放したりすることはできない。

一般的に彼等は大きな潜在能力を持っているので、問題はインドネシア国内にあるその潜在能力をインドネシアの国益のために活用する方法なのである。

今日でも外国籍人が経済支配の実権を握っているので、その支配権は排除されねばならないが、その潜在能力は生かして活用されねばならない。

1.7. 今日のインドネシア在住華人社会の特徴は、1.7.1. 真面目に働き、企業経営を保持する技術を持っており、1.7.2. 生産手段と企業経営手段で指導的地位を占め、1.7.3. 母国との精神的物質的連携を保持している。

1.8. 華人集団間の自然的技術的関係の存在が、協同機構網や協力活動をもたらし、国籍やイデオロギーの相違に影響を及ぼさないわけにはいかない。

華人社会は独自の社会のようで、全ての活動が有力で中心的な機関や組織によって規制されている。

2. 既に論じた技術的法的分野

2.1. 委員会は政策と法規を立案する課題を追求している間、委員会の立案と関知あるいは協調していない華人問題に関する新しい法律や規則、政策などを導入しないように努めた（外国人法に関する国会の発議権が要請されている）。

2.2. 基本的な移住政策。

2.2.1. インドネシアは原則的に、インドネシアに移住を希望する外国人を今後受け入れない。2.2.2. インドネシアに移住したすべての外国人は、就労許可に基づく一定の収入を得なければならぬ。2.2.3. 一旦帰国した外国籍華人には再入国の許可を与えない。

2.3. 政治

2.3.1. 外国籍と外国系インドネシア籍とを截然と分ち、純インドネシア籍と外国系インドネシア籍との区別をなくすことが絶対に必要である。

2.3.2. 今日のアンペラ内閣の対外政策を考慮し、中華人民共和国の政治的、経済的、社会的かつ軍事的発展過程を勘案すると、同国との外交関係を正確に観察し、評価しなければならない。2.3.3. 二重国籍問題に関するインドネシア共和国と中華人民共和国との協定を再検討する。2.3.4. インドネシア政府は、可及的速やかに全世界に配布する中華人民共和国白書を出版すべきである。2.3.5. 帰化要件はより厳重にしなければならない。しかし、既に要件を満たした者については、手続きを容易にすべきである。2.3.6. 地方当局の権威を損なうことなく、大統領令第10号¹⁾の内容や組織的施行の再検討が必要である。2.3.7. L. P. K. B.（民族統一促進研究所）は強化し、最大限に活用する。華字紙は最大限に利用するために育成し、統制する。

3. 社会

3.1. 外国人所有の潜在能力活用努力を念頭にして外国人の思考を転換するには、外国人の子弟をインドネシア（公立）学校に吸収する問題に取り組む必要がある（国内外資本の利用）。3.2. 政府の華人問題解決を支援するため、高等学術研究所やその他の社会的な機関を招待し参画させる必要がある。3.3. インドネシア社会自体も華人問題に対する意識を高めるために教化される必要がある。

4. 商業、工業、財政／銀行、外交に関連して、華人問題は未だに調査と協調が必要とされている。
5. 我々の見通しでは、第4週目に全ての問題が審議され、6月初旬には全ての立案が完了する。

残余の期間は、上記の立案の全てが具体化され、実施されることの調査と試行に当てられる。

以上。

1) 外国人小商業・小売商禁止に関する1959年大統領令第10号で、農村部からの、主として華人の小売商排斥を意図していた。

1967年5月16日於ジャカルタ
華人問題解決政策立案委員会

委員長

署名

スナリオ

インドネシア国軍准将

華人問題解決基本政策に関する内閣幹部会指令第37号／U／IN／6／1967

内閣幹部会議長は、

1. 現時点での開発の枠組の中で、国全ての勢力と資金を、外国籍住民の掌中にあるものも含めて収集し活用することが必要であること、
2. 潜在能力と、国民の技術と技能を開発する枠組の中で、また、社会的繁栄と福祉を達成する国家開発過程を促進するためには、インドネシア国民の勢力と活動を高めるとともに、一方では外国籍住民の資本と企業に適正なる役割と部署を与えることが必要であること、
3. パンチャシラ哲学や国家法の諸原則にのっとり、かつ、インドネシア国民の至高の願望に支えられて、自由かつ積極的な外交政策を実施して全ての民族と国家と友好関係を達成するためには、外国人問題、特に華人問題に関する政府の全政策を評価し、調査し、再検討することが必要であることを考慮し、

華人問題解決政策立案国家委員会委員長の中間報告を聴取し、読了して、

1. 1966年暫定国民協議会決定第23号
2. 1966年暫定国民協議会決定第3号
3. 1966年インドネシア共和国大統領決定第163号
4. 1966年インドネシア共和国大統領決定第170号
5. 1967年内閣幹部会決定第102号に鑑み、

中央・地方や、民間・軍事を問わず、全ての政府機関や部局に対して、
外国籍、特に外国籍華人に関する規定や法律の改正を待ちつつ、次のとおり
基本政策を施行するために、指令する。

第Ⅰ章 外国籍華人住民

第1条

a. インドネシアは原則として、今後新たに外国籍華人に對して就労ないし營業のための滯在許可を与えない。ただし、インドネシア赴任を命ぜられた外交官とその家族、ならびに妻と未だ保護が必要な幼児を伴う専門家はこの限りにあらず。

b. 上述の妻子は、インドネシアでの就労ないし營業は認められない。

c. 専門家の要件の規定については、必要に応じて個別に規定する。

第2条

(無国籍者を含む) 善意の外国籍住民に対しては、その生命、財産、營業を保護し、保証する。

第3条

インドネシアで就労し、營業する外国人は全て、正規の就労許可と營業許可証を保持しなければならない。

第4条

政治、経済、社会・文化分野を問わず、内乱もしくは刑事犯罪を犯したと証明された外国人は、刑法や、インドネシアからの海外送還や退去など、現行法規にしたがって処罰する。

第5条

1967年法律第1号に規定する**外国資本**と異なり、インドネシア領内で取得され、蓄積された資本、即ち国内外資本は、原則的に外国人住民が掌中にする国家財産であって、復興と開発のために動員され、育成され、利用されねばならない。

第6条

第5条に規定する国内外資本は、海外送金を認めない。

第7条

外交団家族用の学校を除いて、外国人学校は認可されない。

第8条

外国人の子弟でインドネシア住民となった者は、公立私立を問わないインドネシアの学校の生徒になることを奨められる。

第9条

外国籍の生徒がいる全てのインドネシアの学校では、インドネシア籍の生徒が総数でも各級でも外国籍生徒より多くなければならない。

第10条

一定の都市／地方における外国籍住民の総数に応じて、政府の許可と監督のもとに、必要とあらば次の分野に限って地方外国人組織を結成することができる。

- (a) 保健
- (b) 宗教
- (c) 葬儀 (kematian)
- (d) スポーツとりクリニーション

第11条

全ての外国籍住民は、その国籍資格の重要性に適合した要件を満たしておれば、インドネシア国籍への帰化を申請できる。

第Ⅱ章 中華人民共和国との関係

第12条

インドネシアが中華人民共和国を承認し、外交関係を保持している限りは、インドネシア在住中国代表は礼儀正しい外交規準にしたがって遇する。

第13条

インドネシアと中華人民共和国との関係の態度、性格、程度は、基本的には、中国の行動が主権国であり、かつ友好国であるか否かに関するインドネシアの評価に適合させる。

第14条

インドネシア共和国と中華人民共和国間で締結された二重国籍協定で規定された事項については、国益を考慮して再検討するべきである。

第Ⅲ章 華人問題政策施行の監督と調整

第15条

- (1) この指令における華人問題政策施行の監督と調整は内閣幹部会に属し、その日常業務は政治担当首席大臣がこれを行なう。
- (2) 内閣幹部会を補佐するために、政治担当首席大臣はその結成を特別の決定で規定された特別スタッフを結成する。

第Ⅳ章 結語

第16条

既に施行されたか、これから施行される諸政策、ないしは諸規定は全て、この指令に適合させねばならない。

第17条

この指令は決定した日に施行する。

ジャカルタにて1967年6月7日決定

アンペラ内閣幹部会

議長

署名

スハルト

インドネシア国軍大将